

令和6年

# 総務委員会会議録

とき 令和6年9月24日

品川区議会

令和6年 品川区議会総務委員会

日 時 令和6年9月24日(月) 午前10時00分～午後2時57分  
場 所 品川区議会 本庁舎5階 第5委員会室

出席委員 委員長 こしば 新 副委員長 新妻 さえ子  
委員 まつざわ 和昌 委員 大倉 たかひろ  
委員 石田 ちひろ 委員 須貝 行宏  
委員 松本 ときひろ 委員 西本 たか子

出席説明員 堀越 副 区 長 久保田 企画 経営 部長  
崎村 企画 課 長 吉岡 政策 推進 担当 課 長  
井添 S D G s 推進 担当 課 長 加島 財 政 課 長  
長尾 施設 整備 課 長 横田 デジタル 推進 課 長  
西澤 D X 戦略 担当 課 長 佐藤 経 理 課 長  
吉野 税 務 課 長 柏原 区 長 室 長  
(定額減税調整給付金担当課長)  
勝亦 総 務 課 長 石井 コンプライアンス 推進 担当 課 長  
(秘書 担当 課 長 兼 務)  
與那嶺 戦略 広報 課 長 木村 人権・ジェンダー 平等 推進 課 長  
宮尾 人 事 課 長 大串 会 計 管 理 者  
今井 選挙 管理 委員会 事務局 長 高山 監 査 委 員 事 務 局 長  
大澤 区 議 会 事 務 局 長 小林 地 域 産 業 振 興 課 長  
東野 福 祉 計 画 課 長 菅野 高 齢 者 福 祉 課 長  
中道 都 市 開 発 課 長

○午前10時00分開会

**○こしば委員長**

ただいまより、総務委員会を開会いたします。

本日は、お手元の審査・調査予定表のとおり、議案審査、請願・陳情審査およびその他を予定しております。

なお、議案審査に際し、福祉計画課長および高齢者福祉課長、請願・陳情審査に際し、地域産業振興課長および都市開発課長にもご同席いただきますので、あらかじめご了承ください。

また、政策推進担当課長は、請願・陳情審査のため、冒頭から厚生委員会に出席しております。厚生委員会での審査終了後に、こちらの委員会へ出席することになりますので、あらかじめご了承ください。

本日は、審査の都合上、審査・調査予定表の順番を一部入れ替えて行います。

最後に、机上に配付しております令和6年陳情第35号の写しは、議長より参考送付を受けたものでございます。後ほどご確認ください。

それでは、本日も効率的な委員会運営にご協力をよろしく願いいたします。

なお、本日は、4名の傍聴申請がございますので、ご案内いたします。

また、その中で1名の方から録音申請が出ておりますので、これを許可いたします。

併せまして、本日、写真撮影および録画の許可申請がございましたので、議題に入る前に許可するかしないかを判断するため、各党派のご意見をお聞きしたいと思います。

なお、前例としては、議題に入る前だけ自席から撮影を許可したということがあります。

では、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

**○まつざわ委員**

前例どおり、自席より撮影を許可でお願いいたします。

**○新妻副委員長**

前例どおりでいいかと思えます。

**○大倉委員**

今までと同じで、最初に撮っていただいて結構でございます。

**○石田（ち）委員**

前例に限らず、どのタイミングでも、審査に邪魔にならない範囲で撮っていただければいいと思います。

**○須貝委員**

前例どおりで、始まる前に撮っていただくということでお願いいたします。

**○松本委員**

前例に限らず、妨げにならない範囲で撮影していただいて構いません。

**○西本委員**

前例のとおり、冒頭でお願いしたいと思います。

**○こしば委員長**

それでは、ただいま、各党派のご意見を伺いましたが、前例どおり議題に入る前のみ自席からの撮影を可とするという意見が多く出ましたので、議題に入る前にのみ写真撮影、録画を認めるということにしたいと思います。

また、撮影につきましては、自席から撮影していただきますようお願いいたします。

それでは、写真撮影および録画の申請をされた方は、撮影してください。

---

## 2 請願・陳情審査

(3) 令和6年陳情第40号 再開発不同意者・団体活動の、請願・陳情・チラシは、「悪質クレーム・カスタマーハラスメント」なのか、森澤区長の再開発事業認識及び再開発弱者・高齢犠牲者救済面談等を問う陳情

(4) 令和6年陳情第41号 「悪質クレーム・カスハラ」の状況調査」からの削除を求める陳情

### ○こしば委員長

初めに、予定表の順番を入れ替えまして、予定表2の請願・陳情審査を行います。

まず、取り上げる順番を変更し、(3)令和6年陳情第40号および(4)令和6年陳情第41号の陳情2件につきまして、関連する内容のため、一括して議題に供します。

進め方としまして、2件の陳情について、一括して説明、質疑を行い、その後、その取り扱いについて、1件ずつ、各党派のご意見を確認したいと思いますので、よろしく願いいたします。

これら2件の陳情は、初めての審査でありますので、一括して書記に朗読させます。

[書記朗読]

### ○こしば委員長

朗読が終わりました。

理事者からの説明に入る前に、委員長より1点、ご案内があります。

陳情第40号および第41号の本文中におきましては、個人情報に関わる記載がございます。説明、質疑および答弁に際しましては、個人情報の取り扱いに十分配慮した上で行っていただきますよう、お願いいたします。

それでは、本件につきまして、理事よりご説明願います。

### ○石井コンプライアンス推進担当課長

私からは、陳情第40号、要旨1および2ならびに陳情第41号の悪質クレーム・カスタマーハラスメント調査についてご説明いたします。

まず、本調査の目的についてご説明いたします。

本調査は、区に対する悪質なクレームが業務に支障を来す事態まで発展しているケースが増加している状況があるために行った調査であり、今後、より充実した相談体制の構築や、今後の対応検討を行うために、令和5年8月4日付で、各所属長宛てに総務課長名で調査依頼を發出し実施したものでございます。

調査実施についての議会報告については行っておりませんが、令和6年3月の予算特別委員会の質疑の中でご質問をいただいております。

続いて、本調査の回答内容の扱いについてご説明いたします。

本調査は、今ご説明しましたとおり、今後の各課に対する充実した相談体制の構築や、今後の対応検討のために行ったものでございますので、本調査の結果を参考にしつつも、これらの内容がカスタマーハラスメントに当たるかどうかについての精査も含めて、今後、政策にどのように反映させていくかを検討する必要があると考えているものでございます。

したがって、本調査の中で、例えば、個々の調査票を直ちにカスタマーハラスメントだというような認定をしているものでもございませんし、また、個人を特定するものでもございません。今後、区がど

のような対策を講じていくかを検討するための資料というような位置づけで取り扱ってございます。

東京都は、いわゆるカスタマーハラスメント防止のための条例を、現在、都議会で議論しているところでございまして、さらに、この条例の制定に加え、カスタマーハラスメントの具体例ですとか、防止策のポイントなどをまとめた指針などを作成予定であると聞いております。

こうした動向も踏まえまして、区といたしましては、引き続きカスタマーハラスメント防止に必要な取組を進めてまいります。

なお、区議会本会議における代表質問、一般質問への答弁は、従前から区長や担当の所管部長が答弁申し上げているところでございまして、今後も議会とは区政の両輪としてしっかり連携していきたいと考えてございます。

#### ○中道都市開発課長

私からは、要旨3についてご説明いたします。

市街地再開発事業でございますが、権利者の同意のもとに市街地再開発組合が設立し、組合が事業者として実施する事業になります。よって、権利者が事業者として進める事業ということになります。

現在、武蔵小山地区では、市街地再開発組合の設立に向けて、権利者間で話し合いが行われている状況になります。

#### ○こしば委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

#### ○石田（ち）委員

ご説明ありがとうございます。この悪質クレーム・カスハラの状態調査というものが、今少し説明はあったのですけれども、いつからやられているものなのでしょうか。目的としては、今説明があったと思うのですけれども、これがどのように調査されているのか、そして、この状態調査をもって直ちに悪質クレーム・カスハラとするものではないということでしたけれども、これを精査して認定された場合、どういう対応がされるのか伺いたいと思います。

#### ○石井コンプライアンス推進担当課長

この調査ですけれども、例年実施している調査ではなく、昨年8月に実施したものでございます。

調査の方法については、調査依頼文を各課のほうに調査依頼としてさせていただきまして、各課からの調査票を集計したものでございます。

この調査でカスタマーハラスメントが認定された場合でございますけれども、内容精査も含めた上で、今後どのような政策を検討するかというようなことですので、認定するかどうかも含めて精査をしたいと考えてございます。

#### ○石田（ち）委員

昨年の8月から各課から状況調査ということで、これは今後ずっと続けていくものになるのでしょうか。

それで、調査をどのように、各課から上げてくださいねということ、コンプライアンス推進担当のほうから、こうしろと促しているという形になるのでしょうか。調査をどのように具体的にやられているのかを知りたいのと、今、状況調査として上がってきているものとしては、どれぐらいあるのか。各課の件数が分かれば伺いたいと思います。

### ○石井コンプライアンス推進担当課長

本調査を今後続けるかどうかについてのご質問についてですが、本調査そのものは、まず、どういった政策を立てるかということもそうなのですけれども、あと、今後、他自治体などでも、例えば、職員個人に対していろいろアンケートを実施したりですとか、調査の方法についてもいろいろと自治体によって工夫がされているところですので、そういったことも参考にしながら検討してまいりたい予定ですので、同じ調査を、例えば今年度もやるですとか、来年度もやるといったことについては考えてございません。

続きまして、この調査の件数ですけれども、十数課からの回答があったということと、あとは、調査全体で39件の回答があったというところでございます。

### ○石田（ち）委員

分かりました。

では、推測するための調査ということなのですか。これは、悪質クレーム、そしてカスハラの状態調査をして、今後、生かすというのは、どういう形になるのでしょうか。具体的などころで、この請願・陳情の中に対応業務が増大しているというところでは、実際にどの程度増大されているのか、分かれば伺いたいのと、職員が安心して働くことが妨げられている状況というのは、具体的にどういう状況か、分かれば伺いたいのですが。

### ○石井コンプライアンス推進担当課長

カスタマーハラスメント対策もそうなのですけれども、区民対応、様々な窓口職場等、職員が業務を行っております。そういったときに大切なことは、組織的に対応するというところでございます。職員一人、個人が業務に対応するのではなく、組織的に業務を行っていくために、今後、政策を検討していくというような形で本調査の内容を生かしていきたいと考えております。

あと、件数が増大しているということに関しては、例えば具体的に何時間増加しているとか、そういったものについては、数値や統計をとっているものではないのですけれども、少なくとも職員からの訴えにおいては、業務に関わる心理的な負担が増加しているというようなところで増加しているというふうに考えているところでございます。

その上で、安心して就労できる状況をつくるということなのですけれども、先ほど申し上げましたとおり、区民からの貴重なご意見を受け止める場である区役所は、様々な要望が飛び交うところであると考えております。そういったときに、職員個人が抱え込むのではなくて、それは上席である係長、課長ですとか、そういったところも含めた上で、組織的にきちんと内容を検討しながら対応していくこと、それが大切だというように考えております。

### ○石田（ち）委員

職員の皆さん、業務を本当に多岐にわたってやられている中で、区民の皆さんを相手に様々な相談等を受けていると思うので、そういう中で職員を守るということは大事だと思うのですけれども、住民を守るということも役割として職員にはあると思うのです。ですので、こうした区が進める事業に対して、区民が困っている、苦境に立たされている、声を上げている、そういうことに関して、請願・陳情として上がってきたものに対しての業務が増大するのは、陳情第41号にもありますけれども、当然の業務だというふうに思います。

それで、この第40号と第41号の陳情に上げられている請願・陳情を多数出していることから業務が増大しということで、悪質クレーム、そしてカスハラの状態調査として上がってきてしまっていると

ということに対して、請願や陳情を多数出すことをクレームと捉えるということ自体は、私は区としては大問題だと思うのです。言論封殺にもつながっていくと私も思います。なので、これが認定されるものではないということですが、このこと自体が悪質クレームとカスハラの状態調査として上がっていること自体、少し問題なのではないかなと思うのですけれども、そこはいかがでしょうか。

#### ○石井コンプライアンス推進担当課長

本調査については、業務に支障を来す状況まで発生している状況について記載しているものでございます。

先ほども申し上げたとおり、これをカスタマーハラスメントというような形で認定するようなものではございませんので、この調査票に載っていることそのものについては、どういう認識でいるのか、そういったことも含めて調査票に当たっている内容を今後精査していくものであると、そのように考えております。

#### ○石田（ち）委員

これが今すぐ直ちに悪質クレーム・カスハラというふうにはならないということはあるのですけれども、この区議会に請願・陳情を多数提出していることから対応業務が増大し、業務量が増加しているということなのです。なので、このことを悪質クレームとカスハラの元凶として挙げている都市開発課、その感覚自体が問題ではないかと思っています。請願権ですから、陳情にも書かれていますけれども、憲法にも定められた権利を、区が悪質クレーム・カスハラの状態調査として挙げているということ自体が私は問題だと思いますし、そもそもなぜこれだけの請願・陳情を上げなければいけないか、そういう区民が追い込まれている状況にこそ寄り添うべきだと思いますし、これを悪質だと、カスハラだと言うこと自体の感覚が問題だなと感じていますので、そういった側面からも、区としてはコンプライアンス推進担当としては、ぜひ見ていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

#### ○中道都市開発課長

今回のアンケートでございますけれども、各課における悪質クレーム等の実態を把握するために調査を行うというものでございます。

所管といたしましては、アンケートに記載したというところでございますけれども、まず、事実と異なること、または過去と内容が重複している陳情が多く提出されていること、また、陳情と同じような内容のビラが地域に数多く配布されて住民に配られているというところもございます。

そうした中で……。

[傍聴席にて騒ぐ者あり]

#### ○こしば委員長

傍聴人に申し上げます。静粛に願います。

#### ○中道都市開発課長

職員のほうで事実関係の調査といったところに非常に時間を要しているというところ、または、都市開発課のほうでは、武蔵小山地区以外にも、ほかの地区もございまして、そうした地区と、職員の業務時間など、対応状況といったことを比較したというところもありまして、働く場の環境というものを害しているというふう判断したため、今回、記載したというところでございます。

#### ○石田（ち）委員

区がやっている事業、そして都市開発に関してはビジョンも掲げて、そして各地で、23区トップクラスで再開発が進んでいる。そういうことに対して、反対する区民、賛成する区民、どちらもいること

は出てくるべきだと思いますけれども、この再開発に関しては、反対する声を封殺する形で進んでいるということが多くの区民から声が上がっているわけです。なので、それに対して、皆さん、知っていますか、こういうことが今行われているのです。私たちは、そういう区が進める事業に対して反対するし、こういう問題がはらんでいるのです、再開発にはということをお知らせすることは何ら問題ないことで、それこそ住民の権利だし、自由だと思うのです。それに対して、区民の皆さんから問合せがあるということに対しては、その再開発が、では、どういうものか、区民に対して、今、どういう影響を与えているのかということを考えるべきで、その区民が出す声に対して、悪質クレーム・カスハラという声として挙げていくということ自体、私は、区としては、感覚が間違っているのではないかなと感じています。

ですので、こうした陳情が出ることも分かりますし、状況調査として上がってくることで、そして、そこに載せていること、そこから削除してくださいということですので、私はそうすべきだと感じています。

それと、第40号のほうの区長との面談のところ。そこについて少し伺いたいですけれども、住民要望を受けた2人の議員の名前も出ていますけれども、この2人の議員から、何を依頼されて、その後、具体的にどのように対応して、区長からの返事はどのような内容だったのか伺いたいです。

それで、区長室長から返答されたということですので、室長から、もし伺えればと思います。お願いします。

#### ○石井コンプライアンス推進担当課長

内容につきましては、こちらの陳情のところに書かれていますけれども、7月29日に区長室に足を運び、区長室長を通じ面会を求めましたけれども、今回、民民の内容というふうなことでございますので、面会をお断りしたというところでございます。

#### ○石田（ち）委員

面談を依頼されるに当たっても、どういう内容での依頼をされて、そして、その後、区長からどういった返事で室長から議員のほうに会いませぬよという返答が来たのか。その具体的な経過を伺いたいです。どういう依頼をされて、区長からはどのような返事が来たか伺いたいです。

#### ○石井コンプライアンス推進担当課長

こちらは陳情書にも書いてございますけれども、区長室長を通じ面会を求めたというふうなところで、8月1日に区長室長から電話で、再開発事業は民民の問題なので、地権者との面談には応じられませんというふうなことで回答を差し上げているものでございます。

#### ○石田（ち）委員

そうしたら、区長室長からの返答が区長からの返答だったということで確認させていただいていいでしょうか。そこを確認させていただきたい。

あと、全ての区民と区長が会うということは難しいと思うのですが、区長が区民と面談するしないを決める基準は何かあるのか伺いたいです。

#### ○石井コンプライアンス推進担当課長

区長室長が電話で返答するに当たりましては、もちろん区長に確認してございますし、それが区長の言葉として先方に伝えられたものでございます。

面会をする、しないの基準、例えば、内規として何か面会基準を定めているとか、そういったことではございませんけれども、区長は総合的に区政を推進する立場において、必要に応じて面会をするしな

いを適切に判断しているところでございます。

#### ○石田（ち）委員

以前は、前区長は、再開発を推進する側の皆さんとは面談されているのです。それは区のホームページにも出されております。これが出たのは、品川浦の再開発についてですけれども、これは、前区長、濱野区長は、しっかり懇談されて、こういう場を前区長は、推進側の皆さんとはしている。森澤区長は、こうした再開発を進める推進側の皆さん、また、反対する側の皆さん、どちらとも会わないものなのか、どういう基準なのかということがもう少し分かるといいなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

#### ○石井コンプライアンス推進担当課長

区長室長から面会の申込みのお断りをさせていただいた際に、再開発事業は民民の問題なので、地権者との面談には応じられません、そのように回答しております。これが1つの考え方を表すものではないかというふうに考えられます。

#### ○石田（ち）委員

そうすると、民民ということであれば、開発を推進する側の人たちとも今後は会うことはない、ということだということが確認できたと思うのですけれども、でも、私は、この民民の話ということが、再開発についてだと、公共事業だと品川区は言いますよね。なので、民民の話というのは少し無理があるのではないかと思うのです。

この陳情にもありますけれども、小山三丁目第2地区には、住民の反対の声をよそに、区は都市計画決定までしました。第2地区だけでも237億円もの公金投入です。区が密接に関わっている事業なので、民民だから介入しないというのは通用しないと思うのですけれども、いかがでしょうか。

#### ○中道都市開発課長

市街地再開発事業でございますけれども、冒頭でご説明した繰り返しになりますけれども、市街地再開発事業の組合が設立するということは、権利者の同意のもと、こちらは都市再開発法のところがございますけれども、3分の2以上の同意ということで組合が設立して事業を進めるものになります。組合が設立しましたら、その権利者等の組合員の合意のもとに……。

[傍聴席にて騒ぐ者あり]

#### ○中道都市開発課長

話し合いが行われて進んでいくものになります。

#### ○こしば委員長

傍聴人に申し上げます。静粛に願います。

#### ○中道都市開発課長

また、今、武蔵小山3-1、3-2では、権利者の皆さんで組合を設立するかどうかという話し合いが行われている状況ということで、こういった中で、今後、まちづくりをどのように考えていくのか検討している状況でございます。

また、補助金の金額等でございますけれども、そちらにつきましては、今、準備組合がございますが、そちらのほうで想定した金額ということは聞いておりまして、まだ決定したものではございません。

#### ○石田（ち）委員

本当にいつもこうやって準備組合と住民の皆さんで、住民発意で再開発が進んでいるという説明をされるのですけれども、公共事業とおっしゃっているではないですか。都市計画決定がされれば、それはまさしく公共事業になるわけですよ。なので、それをこういふときだけ民民ですからというふうには、

私は言えないのではないかなと思います。

それで、この2人の議員が、なぜ区長への面談を依頼したかと言えば、具体的にお答えにならなかったのですが、小山三丁目第2地区の開発で、開発に賛成しない地権者に対して、準備組合事務局が、「あなたが判こを押さないから補助金が出ない」、こういうふうに言って2時間にわたって詰め寄ったわけです。そうした事態もありました。

そして、大崎西口駅前地区開発では、開発準備組合の会合で参加した反対の住民が質問や意見をした際に、それに対して、大勢の男性が大きな声で恫喝する。そして、その場に居合わせた区の職員は、それを傍観するという状況がありました。

こうしたことがあったために、住民の声を聞いてほしいと、こうした事態が、民民の間であっても、区がこうやって会合に参加しているのです。それなのに傍観しているという状況があったために、声を聞いてほしいということで住民の方が区議会議員に申し入れたわけです。

なので、反対というよりは、こういう再開発の現場では、そうした区民を苦しめる事態が起きている、それを知ってほしいということで面談の要請があったわけです。そういうことに対しても、区議会議員から説明があったと思いますけれども、そうした苦境に立つ区民の声を聞くということにも、区長は、会わないということなのでしょう。民民という形では片づけられない問題だということで、区議会議員も2名入って面談を申し入れたのですけれども、そこはどうお考えでしょうか。伺います。

#### ○石井コンプライアンス推進担当課長

区が様々なご要望ですとか意見を表明する場合は、区長の面会だけではなく、様々な機会があつてしかるべきだというふうに考えてございます。

その中で、区長が直接会うかどうかについては、区長室長からお答え申し上げたとおり、再開発事業は民民の問題なので、地権者との面談には応じられないということでお答えをしているところでございます。

#### ○石田（ち）委員

最後にしますけれども、やはりこういう苦しんでいる区民、再開発には賛成も反対もあります。そういう中で、多くの区民の声を聞いて相互理解を深めるということで、区長も、タウンミーティングなどの目的では、区民の皆さんと意見を交わして相互理解を深めて、そこで様々なアイデアを出していただくというふうにおっしゃっていますよね。ですので、そういう立場にある区長ですから、タウンミーティングでない場合でも、区議会議員が仲介に入ったわけですから、そこで区民から責め立てられたりとか、そういう場ではないわけですから、そういう場には、私は民民というふうにすること自体に無理があると思いますし、そういう声にぜひ応える立場に立っていただきたいと思います。

#### ○こしば委員長

ほかに。

#### ○松本委員

ご説明ありがとうございます。まず、カスタマーハラスメントの調査ですが、改めて、目的と、その調査について公開するということを想定していたのか伺います。

今回、こういうふう具体的な文言が出ているわけですが、これが出てくるに至った経緯についてお願いします。

#### ○石井コンプライアンス推進担当課長

本調査の目的でございますけれども、昨年8月に実施した際には、区に対する悪質なクレームが業

務に支障を来す事態まで発展しているケースが増加しているというようなところで実施したものでございます。

調査を公表するか的前提につきましては、公表する、しないものに関わらず、こういった調査等を行うにつきましては、例えば、情報公開請求があったときに、公開相当か、不相当かということ、もしくは一部開示が相当かということは判断いたしますけれども、基本的に文書を作成する際には、公開することを前提で作成しているものでございます。もちろん個人情報等には配慮しなければならない部分もありますし、調査の内容によっては、例えば、適正な議論が阻害されるおそれもございますけれども、そういったことを配慮しながら進めていきたいと考えているところでございます。

その上で、この調査票の内容は、この陳情でも書かれておりますけれども、様々な状況が職員の就労環境を害するような形で、当時、認識されていたというところがありまして、調査票に記載されたものでございます。

#### ○松本委員

今、「認識」というお言葉がありました。なので、本件をカスタマーハラスメントと、39件ほど上がってきているかと思っておりますけれども、これを認定しているか、していないかと言ったら、認定はしていないということも先ほどご答弁があったと思っております。

改めて、今度は、都市開発課長にお伺いしたいのですけれども、これは、こうした声が職員の声として上がったということによろしいですか。

#### ○中道都市開発課長

職員のほうから声が上がったものになります。

#### ○松本委員

ありがとうございます。これ、共産党、先ほど、この内容についてるご質疑されておりましたけれども、本当にそれでいいのかなと思います。ハラスメントは、まずは主観が極めて重要であるということはお存じかと思っております。その中で、これをもしハラスメントとして認定したら、それはいろいろ議論はあると思うのですが、職員から上がった声に対して、るる、それはおかしいのではないかというような内容をおっしゃっていましたが、これ、例えば、現職の議員が職員の方にいろいろと要望をしていく。その中で職員の方が「ちょっと超過勤務になった、つらいんだ」というふうなことをアンケート調査に書いた場合に、それが情報公開請求されて、当該議員から、後々、あれはハラスメントではないみたいなことが議会で行われたら、この後のアンケートで、そうした職員は生の声を上げることができるでしょうか。これはかなり難しくなるのではないかと思います。

というところが、この質疑を聞いておりまして、極めて大きな問題ではないかというところを感じましたので、今、質疑をさせていただきました。

#### ○こしば委員長

ほかに。

#### ○西本委員

いろいろ議論させていただいて、よく分からないのです。まず、これは内部資料だけれども、情報公開請求すれば出てくるという認識でよろしいですか。だから、今回も、そういう請求があったので外に出てきたということによろしいのでしょうか。

その標題として「悪質クレーム・カスハラの実態調査」という資料になっているのでしょうか。そこを教えてください。

### ○石井コンプライアンス推進担当課長

内部資料であったとしても、それは例えば決裁をとって、きちんと行政の内部で使われていれば、それは請求があれば情報公開をするものであるというところでございます。今回の陳情と情報公開請求の因果関係そのものについては、私は不明でございますけれども、少なくとも、こういった文書を作成したら、それは公文書として扱われるものでございますので、情報公開請求の対象となり得るものでございます。

調査の標題でございますけれども、各所管に依頼をしたときの事務連絡の内容としては、「悪質クレーム・カスタマーハラスメントの状況調査について」ということで依頼をしてございますので、それが調査の名称でございます。

### ○西本委員

そうなってくると、先ほどの答弁とずれがあるのかなと思うのです。職員の身の安全、いろいろあるでしょう。声を聞くのであれば、初めから、悪質クレームか、カスハラの状態調査と言ったら、そういうことでの調査という認識は当然しますよね。だから、こういうことになるのではないですか。だから、アンケート調査をとるときに、「職員の方々、困っていることはないですか」とか、違う表現だったら、これは公文書でいくわけではないですか。といったときに、この標題の表現の仕方によって感じ方が全然変わってくると思うのです。だから、「悪質クレーム・カスハラの状態調査」という形で調査をしている。それが公に出るということは、あたかも悪質クレーム・カスハラがあるのねという前提になってしまうのです。そうではないわけでしょう。認定はこれからなわけでしょう。認定も、今、東京都で議論されている事例もいろいろ出てくることだろうと思います。これ、認定は難しいと思います、今。どこからがカスハラなのか、どこからが悪質クレームなのかという、「クレーム」ではないです、「悪質」ですからね、そこの判断は、誰がどういうふうにして、こういう標題をつけたのですか。

### ○石井コンプライアンス推進担当課長

今回の悪質クレーム・ハラスメント状況調査につきましては、報告の基準を設けてございます。それは3つございまして、例えば、長時間対応を要するなど業務の遂行に支障があるということ、続いて、常習的であるということ、3番の悪質な相手であるということ、ということ調査の内容としてつけているものでございます。

もちろん、例えば調査に回答するに当たっては、回答者はいろいろと考えて書いてくるものだと思いますけれども、区としては、そういった状況を把握したい、職員がどういったことに困っていて、今後どのような対応をしていかなければならないか。そういったことを検討するために行った調査でございますので、この標題で、例えば、直ちにそれが悪質クレームだとか、直ちにカスタマーハラスメントだとは、例えばそれを認定してくれとか、そういったもので行われているのではなくて、現に今、職員がどういったことに困っているのか、そういったことを区として吸い上げるための調査であるというところでございます。

[傍聴席にて騒ぐ者あり]

### ○こしば委員長

傍聴人に申し上げます。静粛に願います。委員長の命令に従わないときは……。

[傍聴席にて騒ぐ者あり]

### ○こしば委員長

品川区議会委員会傍聴規則第7条に基づき退場を命じますので、念のため申し上げておきます。

## ○西本委員

飛んでいますよね、途中で話が入ってしまうと。飛ばないようにしてほしいと思うのです。

このやり方として、趣旨が変わってしまうのです。職員の人たちの大変さはどうなの、実態調査をするためにアンケートをとったわけでしょう。だから、困っていることに対していろいろ対策をとりたいのよねという目的だったわけでしょう。なのに、このままやってしまうと、ここは反省してほしいのです。違う方向に行くのです。本当の趣旨から外れていってしまうのです。

やはり職員の方々がどういう状況にあるのかということは、実態調査は必要だと思います。どれだけ大変な思いをされているのかということもあります。ただ、それと悪質クレームとかということではなくて、そういう方向に持っていくような内容にしないといけないし、公文書であればあるほど、それは誤解のないように公表できるような状況をとっていかねばいけないのです。コンプライアンスだったら、それは当然ですよね。そう思いますので、そこは反省してほしいのです。

その中で、いろいろ、第41号のほうに、地域に反対の趣旨のビラを配付したり、これ、別にやっていいわけでしょう。権利というものがあるわけだ。そこをごっちゃになってしまうから、それから、請願・陳情は当たり前の権利です。だから、その多さとかによって問題が起きているということなのだろうけれども、請願・陳情を出すこと自体が駄目ですよとつながったら、それは本末転倒なわけです。なので、そういうことと分けてきちんと考えていかないといけないのではないのでしょうかという、非常に私はそこを疑問に思います。

誹謗中傷、先ほど、石田ちひろ委員からもありましたけれども、どれだけのものを、内容が分からないです。職員の人たちがどういう形で困っていたのか、どれだけのボリュームがあったのか、それが極端に多いか。請願・陳情の中でのいろいろな問題は、昔も一緒ですよ、昔のほうがありましたからね。古い人は分かるかと思いますが、私も古くなっているのです、どれだけ請願・陳情、それから傍聴者、わざわざ来ましたよ、以前は。今はおとなしいぐらいです。それをもって職場の改善は必要かもしれないけれども、では、どこのレベルをもって多いのだとか少ないのだとかと言えるのかということですね。

それと、請願・陳情権は保障しなければいけないということですね。間違った方向に解釈されるような公文書であってはいけないと私は強く思いますが、いかがですか。

## ○石井コンプライアンス推進担当課長

まさにカスタマーハラスメント、これは東京都で、今、議論されているところで、定義はこれからなところでございます。国においてもこういったことを議論しているので、まさに今、いろいろな事態が動いているところでございます。そういった中で、我々も、今後、区としてどういうことができるかということを検討するために行ったものでございます。もちろんこの調査については、きちんと定義を示して、この定義に合致するものを書いてくださいというふうに出しています。ただし、出てきたものをこれから精査しながら、どういう対応をとっていくか、先ほど、委員がおっしゃいますけれども、本当に、例えば、こういうことだから直ちにカスハラだとか、そういうふうな短絡的に決められるものではないと思います。今まさに東京都も、ガイドライン作成の過程において様々な議論をしながら指針を定めていっているところでございますので、そういったことも含めながら、きちんと進めてまいりたいと考えております。

## ○西本委員

このカスハラとか、言論の自由もあるわけですよね。それを今まさに議論している、議会の中でもい

ろいろな問題が起きてやっていますけれども、その中において、やはりカスハラという定義がまだ曖昧です。だから、その曖昧さをどう解決していくのか。でも、そこには、問題を解決するには、職場改善ではないですか。先ほど、個人で対応するのではなくて組織で対応していきましょう、これは1つの大きな対応策です。

それと、もともとは、この再開発を見たときに、再開発のやり方が違っていませんかということもあるのです。やり方はどうですか、いいのですか、今の状況でということも、やはり今までの流れでずっとやってきたから、準備組合ができて、そういうことがあって、権利変換とかいろいろあってという流れでやっていくのは、法律的な流れは分かります。でも、そのやり方、住民への合意をどうやってとっていくかについては、もっともっと先からやって、もう決まってしまうからこれを覆すのは難しいのです。だから、再開発を進めていくに当たって、住民たちとどういう話し合いをしていくのか、まちづくりをしていくのかという、これはまちづくりに関わってくると思うのですけれども、そういう議論につなげていかなければいけない。職員のことを守らなければいけない部分もあるけれども、では、住民から出てきたいろいろな請願・陳情の根本は何かということ。根本を考える1つの大きなきっかけにもなると思うので、そういう使い方。ただ単に耳障りの悪いことを言っている人がうるさいなという、そういうことではなくて、そういう形で深く考える、いい1つのアドバイスというか、ご意見として聞いていただければなど。

やはりそれでも限度があります。あまりにもひどいやり方は当然ありますので、それは法的なところで罰せられなければいけないという部分はあるかと思えます。そこもしっかり今後、構築していただいて、それも区民の方に知らせるということ、ただ権利まで踏み込むことはしてはいけないということ、やはりしっかり区側で決めていただきたいと思いますので、その見解を1つ。

最後に、第40号の一番後ろのページです。半分から上のほうに、執拗な面談によりという部分があります。そして、体調の変化、そういったときは直ちに中止してくださいとか、時間を無視したとかありますけれども、「絶対に行わないでください」と書いてあります。これの意味が分からないので、そういう事例はあったのでしょうか。こういう実態があって、こういうふうに書かれているのか、これは気になっていることなのです。これはまた別の問題が出てきてしまうので、こういう実施例はあったのでしょうか。どこまで把握されていますか。

#### ○中道都市開発課長

準備組合が、今、合意形成というところで、権利者の方に個別面談等を行っているという状況でございますが、準備組合に確認したところ、こういった状況はとっていないくて、個人面談を行う際には、事前に時間調整等を行って、相手に配慮した形で対応しているというふうに聞いております。

#### ○西本委員

これを本当にやっているとするれば、相手がそう感じているということも、やっているというふうに、相手の認識がそうであれば、そういう感覚になってしまうのです。だから、ここは、こう書かれている以上は、何かしらのきっかけがあって言っているのだろうという部分もあるので、決してこういうことが起きないように、よろしくお願いします。

これがあまりにも誇張した言い方をしているのだとするれば、それなりにきちんと対応すればいいと思います。ただ、こういうふうには書いていない以上は気になります。本当にきちんとやってくれているのですかと。やはり相手側がいることでありますので、それをきっちりと尊重しながら丁寧に対応していただきたいということを強く求めておきたいと思えます。

## ○こしば委員長

ほかに。

## ○須貝委員

すみません、もう1回、確認をさせていただきたいと思います。

今回の陳情は、いろいろありますけれども、悪質クレーム・カスタマーハラスメントなのか、森澤区長の再開発事業認識及び再開発弱者、高齢犠牲者救済面談等を問う陳情と、悪質クレーム・カスハラの状態調査からの削除を求める陳情ということだと書いてあるので、再開発という話もありますけれども、再開発となると、やはりそれは建設委員会ですっかり過去にも議論をされていると思いますので、今回、カスタマーハラスメント・悪質クレームについて、お聞きしたいと思います。

昨年からですか、新聞、テレビ、報道で様々出てまいりましたが、企業の社員や、自治体の職員を業務上で精神的に悪質な発言から身を守るために、カスタマーハラスメントというものが脚光を浴びたと思います。自治体もそうですけれども、やはり人は宝なので、多くの方が、例えば区でいえば、区民のために働いている、民間企業なら、お客様のために働いている、誠心誠意、その方の希望を何とかかなえてやろうということで、必死に皆さん、努力されている。ですが、昨今、やはり罵声を浴びせたり、様々な精神的、悪質な発言がすごく増えている。そのために、一部の社員が心の病にかかって、例えば会社を退職したり、そういうような実情が大きな社会問題化したと思うのです。そういうことを考えると、今回の区の対応は、ハラスメントに関しては、アンケートによる実態調査を職員に求める、私は、これはごく自然の成り行きだと思います。自分が社長ならば、やはりみんなどう思っているのだろう、どう考えているのか。1人の社員でもやはり辞めさせたくない、何とかこのまま職場として区民のために働いていただきたい。誰も思う普通の成り行きだと思うのです。質問の文言が、こっち寄りではないか、あっち寄りではないかというよりも、一人一人の職員の方の気持ちを上のほうでしっかり把握して守ってやるということは大事なことで、先ほども課長が述べていましたけれども、あくまで実態調査、事実関係を調査して働きやすい職場をつくるのだというような話をされたかと思うのですが、再度、すみません、もう1回、私の聞き間違いもあるかと思うので、もう一度お答えください。

## ○石井コンプライアンス推進担当課長

本調査につきまして、この目的でございます。やはりこういった中で、区の職員の働きやすい環境を守るため、そして、もちろん、今後、東京都の議論等もありますけれども、そういった悪質なものに関しては組織としてきちんと対応していくため、今後、職員が相談しやすい環境をつくるため、そういった中でハラスメント対策は総合的に行っていくというところで、その調査を実施しているものでございます。

## ○須貝委員

今お話を再度確認させていただいたのですけれども、私は、この方針は決して間違っているとは思わないし、区としては、やはり最善というか、よりベターな方法で、今、少しずつ一步一步進んでいると思うのです。先ほど、都市開発課長からも話がありましたけれども、それはそれで、地権者の中で間に立たされているわけで、立場上、非常に困難な対応を迫られて、片一方は賛成、片一方は反対、だけど、それぞれの区民の意見はやはりお聞きして、でも、それ以上介入はできない、そういうジレンマの中で区も動いていると思いますので、私は大変だと思います。

ですけれども、今回、趣旨として、昨年から社会問題になっているカスハラ、これに対しては、区として、やはりしっかり取り組んでいただきたいと思いますし、先ほど、西本委員からもありましたけれ

ども、では、何が正解というのは、これから築き上げていくものだと思います。ですけれども、どうか一人一人の職員を大切に、長く勤めていただけるように努力していただきたいと思います。

#### ○こしば委員長

ほかに。

#### ○まつざわ委員

もういろいろ質疑を聞いていたので、1個だけ確認したいのですけれども、この状況調査が、職員の相談環境をつくりやすいものにとというのは分かりました。コンプライアンス推進担当が立ち上がって、何かしていかなければいけないから、走り出しはこういうものがあって、先ほどから、いろいろな権利のお話が出てくる中で、例えば、こういう状況調査は職員の思いをこうやって書くわけですよね。思いを書いたものが、こうやって情報公開されて出てきてしまって、西本委員が言うとおりの、文言の解釈の違いでいろいろなふうにつまみ取られてしまう。こういうことは、これから先も多分起こり得るかもしれない。そうすると、職員が素直に書いた言葉を、活字は難しいではないですか、見方によってはどうとでもとられてしまうので、そこら辺は、すごく私は不思議で、そうすると、職員も自分の文字として残すことができなくなってしまう。逆に、それをきれいに精査すると、今度、その人の言葉ではなくなってしまう。こういった課題は、どうやって解決していくのかなと。

#### ○石井コンプライアンス推進担当課長

例えば、他自治体とかで、こういったアンケート調査を行って公表する場合なのですけれども、例えば、カスタマーハラスメントを受けたことがあるとか、ないとか、そういう確率のものに関しては数で表すことができます。例えば、そういった回答が何件あって、何%でした。それは、その中で多さを表すことも可能だと思います。あと、先ほど、委員がおっしゃるとおり、個別具体の回答内容については、同じような内容を1つにまとめながら、こういう内容の回答が多かったとか、こういったところに、現在、職員が困っているようだというようなことで精査をすることができます。

一方で、例えば、アンケート調査を行ったものに対しては、個々の調査の回答があると思います。今回、情報公開した調査は、職員個人が寄せた意見ではなくて、各課宛てに調査をしたものでございますので情報公開の対象になりましたけれども、例えば、職員個人が特定されてしまうようなアンケート内容は、当然、非公開にするべきものだと考えております。

そういったものを踏まえながら、職員個人からのご意見を吸い上げることも可能だと思いますし、あとは、その中で政策としてどのように進めていくかということについても議論が可能であるというふうを考えております。

#### ○こしば委員長

ほかに。

#### ○新妻副委員長

ご説明ありがとうございました。様々な委員の皆さんの質疑も確認させていただいておりますが、もとより区民の方が区に対する、また、議会に対して請願・陳情を出してくるということは、これは権利でありますので妨げるものではないと思っております。様々な内容が、区に、議会にも上がってきていると思うのですけれども、その上で、今回、品川区が職員の働き方改革ということも含めて、コンプライアンス推進担当が新設されて、職員の働きやすい環境が整えられつつあるという現状かと思っております。当然ながら、区役所職員の方が区民と一体となってやっていかなければいけないわけですから、職員の方が疲弊するようなことがあっては品川区の発展にもつながらないというふうにも理解いたします。

その中で、今回、このように議会に陳情が出されました。ハラスメントということで、これが情報公開されて陳情につながってきていると思うのですが、今年3月の予算特別委員会での質疑の中で、議事録を確認させていただいて、その中で、こういう調査があった、そして39件のそういう声があったということがそこで一旦公表されています。

それで、今回この情報公開請求をされた中で、今回は、この再開発についての部分の陳情ということで上がってきていますけれども、情報公開をされたときは、39件のうちのどこかの一部分が公開されたのか、全体が公開されたのか、そこら辺を確認させていただきたいと思います。

#### ○石井コンプライアンス推進担当課長

個々の区民が行った情報公開請求の詳細そのものについて申し上げることは難しいのですが、今回、情報公開請求、例えば、この悪質クレーム・ハラスメント調査というふうな調査で、例えば調査票の開示を求めるといった情報公開請求があった場合については、調査票の集計のまとめたものがありますので、それは昨年度8月に調査を行って、各課に対して39件の内容についてフィードバックしたものがございます。そのフィードバックした調査の集計一覧を公開するような形になってございます。

#### ○新妻副委員長

公開されるものが、区が、課から上がってきたものをまとめて、それに対する回答というようなイメージでしょうか。それが何かしらの検討がされてまとめられたものが課に戻って、それが公開をされているということですか。

#### ○石井コンプライアンス推進担当課長

昨年度9月に各課にフィードバックした内容でございますけれども、その中でどう対応するかというような検討がされたものではなく、まず、各課からこういうような声が上がりましたということで一覧にさせていただいたものでございます。

併せてそのときに、厚生労働省のカスタマーハラスメント防止ポスターみたいなものも啓発しておりますので、そういった啓発ポスターも含めて、各課に周知依頼をしたものでございます。

#### ○新妻副委員長

そうすると、今もそれぞれの質疑の中でありましたが、今回のこの調査は、ハラスメントと認定をするものではなくて、今後に生かしていくというところで、今、渦中であるということが質疑の中で分かっているのですが、今、一旦はフィードバックしたものが課にありますということも踏まえて、今後、区としての対応の仕方について、最後、お聞きしたいと思います。

#### ○石井コンプライアンス推進担当課長

今、東京都でガイドラインの作成などが委員会で行われているところでございます。東京都に関しては、ベーシックな部分での定義規定ですとか、各事業者がそれぞれの事業者の実態に合わせて対応要領をつくるといったような形で指針を示してございますので、今後、区としても、では、今度、区の実態に合わせて、どのように職員が対応したらいいとか、そういったことについての内容の検討を進めていくというところでございます。

#### ○新妻副委員長

まさしく今、東京都が議論中でありまして。どういう内容が出てくるのかということがまだ見えていませんけれども、都がやっていることの部分をそのまま横引きするのではなくて、そこは品川ナイズしたものにしっかりとさせていただきたいということを要望させていただいて終わりたいと思います。

## ○こしば委員長

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、まず、令和6年陳情第40号の取り扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言をお願いします。

また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

## ○まつざわ委員

結論を出すで、不採択をお願いします。

## ○新妻副委員長

結論を出すで、不採択をお願いいたします。

## ○大倉委員

本日結論を出すということで、不採択をお願いします。

今までも様々皆さんが議論されている中で、そもそもこの調査自体がカスタマーハラスメント・悪質クレームを認定するものではないこと、しっかりと、この後、品川区の職員を守る、国のほうでもカスハラや悪質クレームについては、しっかりと対応していくということが求められている中で、職員を守っていくという必要性も十分感じていますので、ぜひしっかりと進めていっていただきたいと思っております。

そういう意味では、そもそもカスタマーハラスメント調査票からの削除を求めるということで認定もしていないということでありましたし、陳情第40号についても、そもそもこの調査自体が特定の方たちを悪質クレーム・カスタマーハラスメントということを認めるような調査ではないということが先ほだのご説明でもあったので、不採択ということをお願いしたいと思います。

## ○石田（ち）委員

本日結論を出すで、採択をお願いします。

この議論の中でもありましたけれども、本当に職員の皆さんが大変な思いをされている、その声を出すということは、そういう場があるということは大事なことだと思うのですけれども、それが悪質クレーム・カスタマーハラスメントに請願・陳情が多いことを理由に出されてしまっているのです。なので、それが多いことが、区の事業がそういう多数の請願・陳情を出さなければならない状況になっているということで、区の事業を見直すという方向にいくならいいのですけれども、悪質クレーム・カスハラとなってくると、それを出した方へのことになっていくわけですね。なので、この請願権を本当に脅かす大問題だと思います。しかも、これ、各課宛てに調査したものということですので、一人一人の職員から各課で聞き取って出されたものというところでは、課長の責任も大きいのではないかなと思うのです。この請願・陳情を、カスハラ・悪質クレームというように捉えてしまっているということは、私は問題かなと思うのです。大変なこととして上げるのはいいと思うのですけれども、私もここが悪質クレーム・カスハラとして上がってきてしまうというのは大問題だと思います。請願権、憲法の面から見てです。ですので、私は削除すべきだと思いますし、もう1つの民民だから会わないという区長面談のところ、そこも民民だからという理由で、区長が今回の件で会わないということは、住民は納得がいけないと思いますし、私もそう思います。再開発の問題点は、私たちも、この間、様々指摘はしてきましたけれども、今回の計画で苦しんでいる住民の声を直に区長自身が聞くべきではないかと思っていますので、採択です。

## ○須貝委員

本日結論を出すということと、不採択をお願いします。

## ○松本委員

本日結論を出す、不採択です。

少し補足、繰り返す部分もありますけれども、これ、きちんと言っておかないと大きな問題だと思うので申し上げます。

まず、職員の方たち、本当に大変だなと思います。請願・陳情者がどういうふうなことを書かれるかというのはもちろんの区民の自由ですが、区議会議員から、本日の議論のようなことが行われるというのは本当に大変だなというふうに思います。

まず、今日も議論に出ていますけれども、ここの各所管が区民の方たちからどういう請願・陳情とか、出てきたものにどう対応するのかというのは、これは組織として、請願権や陳情権というところがあるということはおもったもので、対応しないといけないのはそのとおりだと思います。ただ、これは、今後、カスタマーハラスメントに対してどう対応していくかということをも材料とするため、対策を材料とするためのアンケートで、ここでどういう声は職員から上がってくるかということも極めて重要な問題です。それが生の声ではなくて、まるめられた声が上がってきってしまうのであれば、対策もきちんとしたものにとれない可能性がある。「何か困り事ありませんか」というふうなアンケートでいいのではないかという話もありましたけれども、これ、セクハラとかパワハラのときも同じことを言えるのかという話なのです。「何か困ったことがありますか」と言ったら、いろいろな声が上がってくる。だけど、今、社会状況の中で、カスハラというものが問題になっている。だから、カスハラというものに特化してアンケートをとる、そうしたらカスハラについてのいろいろな意見が上がってきた。その中には、法的に見たらカスハラに当たらないものがあるかもしれないけれども、これを職員の声として上げてもらって対応を考えていく、それが極めて重要なことだと思っています。上がってきた声に対して、それをカスハラではないのだ、それはおかしいのではないかというふうなことが上げられてしまったら、職員の方たちは声を上げられないです。これはセクハラも一緒ではないですか。セクハラで、区民の方から「何とかちゃん」とか、「何とか」みたいな性的な言葉を投げかけられた、それを記載したアンケートを書いた。そうしたら、それはそういう意図ではないとか、そういうことではないのだとか、これはパワハラも一緒だと思いますけれども、そういうふうなことを区議会の中で言われたら、その後、それを書いた職員は、もう声を上げられないです。それは課を経由したとかという事情はあるかもしれませんが、こうしたあくまで生の声を上げてきたというものに対して、区議会の中でこういうふうな議論がされたことについては、極めて反省すべきではないかというふうに私は思います。

[傍聴席にて騒ぐ者あり]

## ○こしば委員長

傍聴人に申し上げます。品川区議会委員会傍聴規則第7条に基づき、退場を命じます。何度も忠告してきました。

## ○西本委員

本日結論を出す、不採択をお願いします。

これ、議論がありましたけれども、今後、公文書の在り方を考えてほしいです。職員の人たちが意見を出すというのは、とても必要なことです。でも、公文書として外に出てしまうということを考えたときに、表現の仕方などを少し考えたほうが良いと思います。先ほども、まつざわ委員からもありました

けれども、読み方によって変わってしまうのです。文章は本当に怖いのです。なので、議論の中で、この庁舎内では、どんどん意見を言ってもらいたいという思いがあるから、それは大いに結構だと思います。ただ、その議論が外に出たときには、やはりいろいろな配慮をしないと、せっかく声を出した人たちを守ってあげられないということになります。だから、何でもかんでも、本来は透明性のある形で出してくださいと言いたいだけでも、でも、これ、本当にシビアな問題なので、そこは、今後、公表の在り方についてもしっかり考えてやっていただきたいと思います。同じようなことが起きる可能性は大いにありますので、それで萎縮してしまうようなことになったらいけないと思っていますので、お願いします。

併せて、これは当委員会ではあまり関係ないかもしれないですが、民民の話、民民ではないです、公金が入るのだから。民民だからと拒否するのは、私はよくないと思います。だから、これも再開発の問題、根底からの問題を考えないといけないときに来ているのではないですかという提起なのですよね。だから、行政側にとっては耳障りの悪いことを言う方々はたくさんいるかもしれない。だけど、やはり民民ではない、公金が使われている以上は民民にはならない。だから、いい方法はないのかということ、やはり今後考えてほしいなど、まちづくりは特に考えてほしいなど。これは総務委員会は関係ないですが、建設委員会に関係すると思うので、ぜひそれをやっていただきたいと思うし、区長の認識も変えてもらいたいなどという希望を申し上げたいと思います。

#### ○こしば委員長

それでは、本陳情については、結論を出すことのご意見でまとまったようでございますので、そのような取り扱いでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

#### ○こしば委員長

それでは、本件は、本日結論を出すことに決定いたしました。

先ほど、それぞれの方のご意見を伺いましたので、本陳情については、挙手により採決を行います。

それでは、令和6年陳情第40号、再開発不同意者・団体活動の、請願・陳情・チラシは、「悪質クレーム・カスタマーハラスメント」なのか、森澤区長の再開発事業認識及び再開発弱者・高齢犠牲者救済面談等を問う陳情を採決いたします。

本件は、挙手により採決を行います。

本件を採択することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

#### ○こしば委員長

賛成者少数でございます。

よって、本件は、不採択と決定いたしました。

次に、令和6年陳情第41号の取り扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。

また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

#### ○まつざわ委員

結論を出すで、不採択です。

認定するものではないという、今後の検討をどう生かしていくかということがこれからの議論の方向

性だと思しますので、先ほどおっしゃっていましたが、区がオリジナル、品川区独自の方向性をしっかりと決めていただければいいと思います。

#### ○新妻副委員長

本日結論を出すで、不採択でお願いいたします。

これは今、渦中でありまして、これはハラスメントと認定されたものではないということが明確になりましたので、不採択といたします。

#### ○大倉委員

本日結論を出すで、不採択でお願いします。

すみません、さっき2つまとめてだと思って言ったのですが、理由としては基本的に同じで、実態調査をしているというところで、そもそも認定していないというようなことから、不採択ということでお願いします。

#### ○石田（ち）委員

本日結論を出すで、採択です。

先ほどと同じですけれども、やはり憲法に認められた請願権を理由にしているというところでは、悪質クレーム・カスハラには当たらないと思いますということです。

#### ○須貝委員

本日結論を出すということと、不採択でお願いしたいと思います。

#### ○松本委員

本日結論を出すで、不採択でお願いします。

理由は先ほどと同様です。

#### ○西本委員

本日結論を出す、不採択で、理由は先ほどと同じです。

#### ○こしば委員長

それでは、本陳情については、結論を出すところのご意見でまとまったようでございますので、そのような取り扱いでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

#### ○こしば委員長

それでは、本件は、本日結論を出すことに決定いたしました。

先ほど、それぞれの方のご意見を伺いましたので、本陳情については、挙手により採決を行います。

それでは、令和6年陳情第41号、「悪質クレーム・カスハラの状況調査」からの削除を求める陳情を採決いたします。

本件は、挙手により採決を行います。

本件を採択とすることに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

#### ○こしば委員長

賛成者少数でございます。

よって、本件は、不採択と決定いたしました。

以上で、本件を終了し、請願・陳情審査は一旦これまでといたします。

都市開発課長は、ここでご退席いただいて結構でございます。ありがとうございました。

---

## 1 議案審査

- (2) 第80号議案 八潮南特別養護老人ホーム増築その他工事請負契約
- (3) 第81号議案 八潮南特別養護老人ホーム増築その他機械設備工事請負契約
- (4) 第82号議案 八潮南特別養護老人ホーム増築その他電気設備工事請負契約

### ○こしば委員長

次に、予定表1の議案審査を行います。

冒頭に申し上げましたとおり、取り上げる順番を変更して行います。

(2)第80号議案、(3)第81号議案および(4)第82号議案を一括して議題に供します。

これら3議案につきましては、関連する内容のため、一括して説明、質疑を行い、その後、議案ごとに採決を行いたいと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、本件につきまして、理事者より一括してご説明願います。

### ○佐藤経理課長

私から、契約議案についてご説明いたします。

本日ご審査いただきます第80号から第82号までの3議案につきましては、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づきまして、契約の予定価格1億8,000万円以上の工事請負契約につき提案するものでございます。

また、第85号議案につきましては、同法同条例に基づきまして、契約の予定価格4,000万円以上の動産の買入契約につき提案するものでございます。

初めに、議案審査(2)から(4)、第80号から第82号までの3議案につきまして、一括でご説明いたします。

資料、2ページをご覧ください。

議案審査(2)第80号議案、八潮南特別養護老人ホーム増築その他工事請負契約でございます。

契約方法は、制限付き一般競争入札。入札経過は、3ページの入札状況調書に記載のとおりでございます。

2ページにお戻りいただきまして、契約金額は、33億4,400万円。

契約の相手方は、浅沼・東・加地建設共同企業体、代表者、株式会社浅沼組東京本店、常務執行役員本店長、中村大作氏でございます。

支出科目は、令和6年度一般会計、令和7年・8年度債務負担行為。

工期は、令和8年11月30日でございます。

おめくりいただきまして、4ページの工事概要書をご覧ください。

本工事は、八潮南特別養護老人ホームの増築のため、建築物および外構の工事を行うものでございます。

次の5ページに案内図と配置図、6ページに立面図がございます。

続きまして、資料、7ページをご覧ください。

第81号議案、八潮南特別養護老人ホーム増築その他機械設備工事請負契約でございます。

契約方法は、制限付き一般競争入札で、入札経過は、次の8ページの入札状況調書に記載のとおりでございます。

7ページにお戻りいただきまして、契約金額は、18億9,200万円。

契約の相手方は、大成温・横河・オオサキ建設共同企業体、代表者、大成温調株式会社、代表取締役社長、水谷憲一氏でございます。

支出科目は、令和6年度一般会計、令和7・8年度債務負担行為。

工期は、令和8年11月30日でございます。

おめくりいただきまして、9ページの工書の概要書です。

本工事は、施設の増築に伴い、給排水衛生設備、空調設備、消火設備等の機械設備工事を行うものでございます。

続きまして、資料、10ページをご覧ください。

第82号議案、八潮南特別養護老人ホーム増築その他電気設備工事請負契約でございます。

契約方法は、制限付き一般競争入札。入札経過は、11ページの入札状況調書に記載のとおりです。

10ページにお戻りいただきまして、契約金額は、12億3,970万円。

契約の相手方は、マスミ・山梨建設共同企業体、代表者、株式会社マスミ電設、代表取締役、渡部弘太郎氏でございます。

支出科目は、令和6年度一般会計、令和7・8年度債務負担行為。

工期は、令和8年11月30日でございます。

おめくりいただきまして、12ページの工書の概要書です。

本工事は、施設の増築に伴いまして、電気設備工事を行うものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

#### ○こしば委員長

説明が終わりました。

それでは、本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

#### ○石田（ち）委員

八潮の特別養護老人ホームの増築ということで、学校跡地が特養ホームになったのが八潮南特養なのですが、その校庭部分等を使って増築するということだと思っておりますけれども、増築部分で何人分でしたか確認させていただきたいのと、私たち、この間、特養ホームが足りないからつくってということを様々要望してきたのですが、そのときに、100人分を建てるのに、およそ20億円と区からも聞いて言ってきたのですが、それが今回、33億円とかとなるのは、様々物価にしても、人件費にしても上がってきているところなのかなというところはあるのですが、ZEBにすることで少し高くなるということもあたりするのかなと思いますが、お願いします。

#### ○こしば委員長

所管が、答えられる範囲で結構ですので、答えられれば。

#### ○東野福祉計画課長

八潮南特養ホーム増築部分の人数でございますが、特養ホームユニット型が、ショートステイも含めまして、全部で94室でございます。全体でいきますと、もともと100床あった部分を、増築棟も含めまして、既存棟から移すという部分もでございます。ほかの施設が入ってくる部分もございません。100床から153床に増やすものでございます。

#### ○長尾施設整備課長

建築コストにおけるZEB仕様にするところへの影響ですけれども、やはりZEBの仕様に合わせる上で、大きくは設備です、空調設備であるとか、照明設備、あと、熱源設備、そういったものを仕様の

いいものにしていくというところでのコストの増の部分もありますが、新築の場合、今回の場合ですと、建物全体の断熱性能を高めるという観点で、建物の躯体の仕様も上がっております。あと、委員もおっしゃっていたように、それを造るための労務費であるとか、設備に限らず、物価全体が上昇しているというところもあります。また、週休2日制といったところに対応していくこととなりますので、工期に関しても、以前に比べると、かかってくるというところもございます。あとは、発電設備、太陽光パネルであるとか蓄電設備、こういったものもZEB化していくに当たって、基本的には、検討して設置していく流れでございますので、そういったところで建設費用に関してはZEB化することによって増えていく傾向はございます。

#### ○石田（ち）委員

ZEB化、答えられるところでもいいのですけれども、課が違うかもしれないですけれども、ZEBとかZEB Ready、Nearly ZEB、ZEB Orientedでしたか、様々ZEBも種類があるのですけれども、どのZEBにするのかということを決めるのは、規模とか、施設の用途とか、そういうもので決まりというか、基準があるのか、どうやって決めているのか伺えたらと思います。

#### ○長尾施設整備課長

ZEBの認証のレベル感ですけれども、実際に設計を進めていく中で、ZEB Readyまでなのか、Nearly ZEBまでいけるのか、そういったところが決まってくるので、設計の当初の段階では、ZEB認証を取得できるように検討を進めるというところで、現在は、基本的に検討に着手しているところです。

こちらの施設については、結果的にはZEB Readyというところで認証を取得しているところです。

#### ○こしば委員長

ほかに。

#### ○西本委員

共同企業体という形になっているのですけれども、第80号議案のほうは、資本金が全然違うのです。資本金は、1番は港区にある浅沼組があって、その共同体だから、下2つ、東工務店、加地建設が入っているわけです。2、3、4も同じようなパターンで、資本金が全然違うのです。千代田区、千代田区、中央区。

これ、不思議だなと思うのは、共同体をつくる時に規定はあるのですか。例えば、1番の今回落札したところ、浅沼組を例にとると、浅沼組だけでは今回できないのか。なぜこの2つの企業が共同企業体という形になっているのかと不思議なのです。なるべく品川区の事業者の方々に回るようにというか、お願いしようという動きではあるのですが、これを見ると、大手企業が入っていて、そこに品川区の中小企業が入ってきているなという感じがあるので、この仕組みはどういう仕組みなのかと、入札なので分からないところは多いかと思うのですけれども、少しうがった見方をすると、本来は、1番で言ったら、浅沼組だけでできる可能性はあるのだけれども、品川区の入札をとるために、品川区の事業者と共同体をつくっているのかなとうがった見方をすると、というふうに捉えられてもおかしくないかと思うのです。

次の第81号議案になると、品川なのです。これは金額が低いからということなのでしょうけれども、品川区の企業共同体として入札をかけているということなのですか。もっと金額が少なくなって、電気設備などは品川区の2者となっているのです。

この仕組みは、どうなのか。どういう決まりがあって、こういう形態になっているのかなといつも不

思議なのですけれども、いかがでしょうか。

#### ○佐藤経理課長

2点お伺いかと思えます。共同企業体についてということと、区内の事業者を優先すべきではないかというようなお話かと思えます。

1つ目の共同企業体の件ですけれども、こちらについては、要綱で基準を定めておりまして、建築であれば、4億円以上の工事であれば、基本的には共同企業体を検討するという形になっておりまして、その理由としましては、区内中小企業者の受注機会の増大ですとか、あるいは工事施工能力の増強を図るということで、やはり今回の工事については、契約金額3億円超えというところで、区が発注する中でもかなり大きな規模の工事になります。そうしますと、なかなか区内の事業者、例えば1者でということは難しいということが現実的にございます。委員おっしゃるとおり、最終的には入札ですので、どういう企業体を組んで参加するかについては、条件の中で自由ということになりますので、結果としては、建築に関しては、他区、他自治体のところが1番をとって、入札、応札いただいているというところは、施工能力のところから区内の事業者には難しい場合があるということでご理解いただければと思います。

また、品川区の企業を優先すべきというところは、今のお答えとかぶりますけれども、区としては、基本的には区内の事業者でまかなえるといえますか、施工できるところについては、入札の条件を最初に出しますけれども、その中で品川区の事業者を基本にするというような形の条件を出したりということをやっております。

ただ、なかなか今回のように大規模なところでは、そういった条件を出すと、応札していただける事業者が見込めないということであると、そこを外した上で自由というか、応札していただいて、結果的に、他自治体の事業者が1番をとっているという状況かと思えます。

#### ○西本委員

港区、千代田区、中央区ですから、それなりの大きな企業があるということは分かるのですけれども、ただ、この共同企業体をつくる時に、いろいろな見方があると思うのです。別に品川区が入らなくてもいいではないですか。能力があつたらということも言えますよね。品川区を応援したいですよ、品川区の企業を応援したいという気持ちは変わらないですけれども、逆を言えば、技術力があるのだったら、別に品川区にこだわらなくてもいいよねということはあると思うのです。その辺はどうなのでしょう。品川区はそれなりの事業者がいて、仕事もきっちりしていただけるということで、こういう形になっているのか。もしかしたら、ほかの、例えば港区、目黒区、大田区みたいな、そういう企業体でもいいと言えはいいですよというふうに思うのですけれども、その考え方はいかがですか。

#### ○佐藤経理課長

委員からのお尋ねにお答えしますけれども、基本的には、品川区の工事の発注に関しては、区内の事業者を優先したいという形でやっております。したがって、この共同企業体についても、例えば、1番に関しては、区外であっても施工能力に応じて参加してください。ただ、2番あるいは3番のところは区内の事業者を入れてくださいというような形の条件を出して募集しているというところがありますので、そういった区の方針として区内事業者を受注機会を確保するというところに基づいてやっているというふうにご理解いただければと思います。

#### ○西本委員

その気持ちは分かるし、応援をしていきたいという気持ちもあるのですが、これは産業振興のほうに

入ってしまうので、あまり言いませんけれども、やはり区内事業者が1番をとれるぐらい、そういう推進というか、それも必要だろうと思うし、これだけ見ると、何か取ってつけたように、港区が大きい大手企業が入って、品川区の業者からと、取ってつけたように品川区の業者を2社入れる、決してそうではないと思いたいのですが、そうとられてしまうので、やはり品川区の中でも育てていただきたい、成長してほしいなという思いがあるので、そこは、そうならないような産業振興も進めて、これは総務委員会で産業振興のところの答弁はいただきませんが、見方によっては、そういうふうな見方もあるということですよ。

もう1つ言うならば、先ほども言いましたけれども、別に品川区を使わなくてもいいのではないかと。安くて、施工能力があって、いろいろできるのだったら、そちらのほうがいいよねということだってありますよね。別に品川区の企業を優先する必要は何もないよねという状況になる可能性もありますよね。なので、そうならないように産業振興をしてくださないと、委員会が違いますので、ここは答弁はいただきませんが、そういう見方もあるということで質問させていただきました。

#### ○須貝委員

私も西本委員と同じなのですが、本来なら、こうやって辞退、辞退、辞退というふうに出るならば、本当に都内に多くの大きな企業があるので、そういうところを入札に参加させていくことが、公平公正な落札金額が出てくるのではないかとこのように思います。

ここで我々のほうには、このような話も企業共同体で来ているのです。話なので、こういうふうな企業共同体として仕事をしているのですが、実際は、仕事に従事しているのは浅沼組だけで、ほかの共同体の会社は事業をしていない。ただ、作業着だけは浅沼組の作業着を着ているというようなことを少し聞くのですが、こういうことは、実態調査、チェックはしているのでしょうか。実際、企業共同体としてお任せしているのに、全然区として調査に行っていないのか教えてください。

それからあと2番目に、入札金額の積算ですが、これ、どう見ても、ほぼ100%に近いのではないですか、これ。そうすると、予定価格と落札価格、こんなに接近しているということは、これ、競争がないからそうなったのか分からないのですが、自治体が契約するとして、共同企業体と契約するにすれば、これでいいのでしょうかと疑問を感じるのですが、その辺を教えてください。

それで、この積算なのですが、入札金額というのは、区の事業部でやっているのですか。それとも、積算する会社に依頼して、このような金額を出しているのですか、これについて教えてください。

#### ○長尾施設整備課長

まず1つ目のご質問の体制のところですけども、入札した事業者の企業からは、施工体制に関して報告を受けております。それは元請だけではなく、下請、その下に入るところも含めて全てです。それで、どういった業務をどの企業が行うというところの体制については確認しております。

3つ目の積算に関しましては、入札に当たって、予定価格につながるような積算については、施設整備課のほうで積算分を行って出しているという状況です。

#### ○佐藤経理課長

私からは、2つ目の入札金額と今回の落札額の関係というところかと思えます。

一定額以上、1,000万円以上の契約案件については、事前に予定価格を公表した上で応札いただいているという状況ですので、1つは、その金額を一定の基準としまして、どのぐらいまでの金額を入れるかということをお事業者のほうでは考えるのであろうということですので、一定、全くない状態で入札をするよりは、予定価格のほうに近づくということはあるかなというふうには考えます。



#### ○大倉委員

分かりました。理由としては、そういうことが挙げられるということで、今後、そうした需要が一定落ち着けば、またいろいろな入札が増えてきて、1者入札ということが減るのかなというふうにも思いました。年間工事についても、なるべく早く反映しながら、応札が増えるようにということで工夫もされているということで分かりました。

#### ○こしば委員長

ほかに。

#### ○新妻副委員長

今、大倉委員からもありました辞退が多いということで、この中で予定技術者の配置が困難ということが理由に掲げられているのですが、今後、辞退を申し入れるに当たっての、どの段階で、どのタイミングでこれが区のほうに申入れがあるのかということをお聞きしたいのですけれども、また、今、コロナの影響があるというお話でありましたが、人材不足がどの事業者でも起きております。特に、建設においても、担い手が大きな課題になっているというふうには聞いているのですが、区としても、そういうところへの次の世代の、今の子どもたちが、ゆくゆくは建設業に携わってもらえるような、そういう啓発も進めていただきたいと、そういうお声もいただいておりますけれども、そういうことも進めていっていただきながら、人材の確保もやっていただきたいと思うのですが、今回の増築に関しては、3つが辞退ということになっております。これがどの段階で区のほうに申入れがされてきているのか、これは入札をして金額を出して、その後の段階なのか、教えていただきたいと思っております。

#### ○佐藤経理課長

2点、ご質問かと思っております。

まず1点目、辞退のタイミングというところでございますけれども、こちらは、こういう工事がありますよということを公告いたしまして、まずは参加される意思があるかどうかということで、まず1回、手を挙げていただきます。その後に詳しい設計図書を見ていただいて、どのぐらいの手配をするかということ、それぞれの企業が算定して応札していくということですが、このタイミングで技術者がこちらには配置できないと判断されたところについては、入札しないということで意思表示をされるということですので、実際、入札してみたときに辞退だったということが分かるという形になっております。

人材の育成のところですが、こちらについては、国のほうでも非常に危機感を持っているというふうには聞いておまして、関連法の改正も先般あったと聞いておりますので、今後そういった動きを見ながら、区としても所管と相談しながらやっていきたいというふうには考えております。

#### ○こしば委員長

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、まず、第80号議案、八潮南特別養護老人ホーム増築その他工事請負契約につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いします。

#### ○まつざわ委員

賛成です。

#### ○新妻副委員長

賛成です。

#### ○大倉委員

賛成です。

○石田（ち）委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○松本委員

賛成です。

○西本委員

賛成です。

○こしば委員長

それでは、これより第80号議案、八潮南特別養護老人ホーム増築その他工事請負契約について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○こしば委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

続いて、第81号議案、八潮南特別養護老人ホーム増築その他機械設備工事請負契約につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○まつざわ委員

賛成です。

○新妻副委員長

賛成です。

○大倉委員

賛成です。

○石田（ち）委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○松本委員

賛成です。

○西本委員

賛成です。

○こしば委員長

それでは、これより第81号議案、八潮南特別養護老人ホーム増築その他機械設備工事請負契約について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○こしば委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

最後に、第82号議案、八潮南特別養護老人ホーム増築その他電気設備工事請負契約につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○まつざわ委員

賛成です。

○新妻副委員長

賛成です。

○大倉委員

賛成です。

○石田（ち）委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○松本委員

賛成です。

○西本委員

賛成です。

○こしば委員長

それでは、これより第82号議案、八潮南特別養護老人ホーム増築その他電気設備工事請負契約について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○こしば委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、本件を終了いたします。

福祉計画課長は、ここでご退席いただいて結構でございます。ありがとうございました。

---

(5) 第85号議案 プレハブ冷凍冷蔵庫他の買入れについて

○こしば委員長

次に、(5)第85号議案、プレハブ冷凍冷蔵庫他の買入れについてを議題に供します。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○佐藤経理課長

続きまして、13ページをご覧ください。

議案審査(5)第85号議案、プレハブ冷凍冷蔵庫他の買入れについて、ご説明いたします。

契約方法は、制限付き一般競争入札で、入札経過は、14ページの入札状況調書に記載のとおりでございます。

13ページにお戻りいただきまして、契約金額は、1億3,404万500円。

契約の相手方は、株式会社内海、代表取締役、矢野龍太郎氏でございます。

支出科目は、令和6年度一般会計。

納期は、令和7年3月21日でございます。

15ページの概要書をご覧ください。

本契約は、令和7年3月に、荏原特別養護老人ホームの本設厨房が完成するため、当該施設の厨房において使用する厨房機器や厨房用整理棚等を買入れるものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

#### ○こしば委員長

説明は終わりました。

それでは、本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

#### ○石田(ち)委員

荏原特養の大規模改修に伴う厨房機器一式を買入れるということで、プレハブ冷凍冷蔵庫というのが、事前にお聞きしたときに、人が入れる大きさの冷凍冷蔵庫だとお聞きしたのですけれども、具体的に、どれぐらいの、すごく大きい冷凍冷蔵庫なので、冷凍庫と冷蔵庫が別々になっているのか、平米数で言うとどれぐらいなのかということが分かれば伺いたいのと、分かればいいです。

それと、15ページの5番で、主な買入品目ということで、様々挙がっておりまして、それでも他というものが、またこれ以外にもあるのだろうと思うのですけれども、これまで荏原特養の厨房になかった新しい厨房機器は、この中にはない、今まで使っていたものを同じように買入れるということでいいのか、その確認だけ。

#### ○菅野高齢者福祉課長

まず、プレハブ冷凍冷蔵庫のサイズにつきましては、機器仕様一覧のところに書かせていただきましたが、間口が460cm、奥行きが395cm、高さが250cmということで、かなり大きなものとなっております。

パネルユニット式になっておりまして、優れた耐熱構造を持っていて、庫内を効率よく冷やすことができる貯蔵空間なのですが、パネル式になっているので、スペースに合わせて設置することができるなど、そのような利点があるということで、現在の荏原特養でも、このようなプレハブ冷凍冷蔵庫は同じように使われているようで、冷凍の部分と冷蔵の部分の中で分けられるような形になっているというふうに聞いております。

あとは、それ以外の今のものに比べて、備品・機器が新しいものかということからは、基本的には、今あるものと同じようなものをベースに、事業者とも打合せをさせていただいておりまして、ただ、もう25年たっておりますので、機械も新しくなっているというところで、その辺りは、新しいものに進化しているというようなことで、機械は選定させていただいているところとなっております。

#### ○こしば委員長

ほかに質疑はございませんか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

**○まつざわ委員**

賛成です。

**○新妻副委員長**

賛成です。

**○大倉委員**

賛成です。

**○石田（ち）委員**

賛成です。

**○須貝委員**

賛成します。

**○松本委員**

賛成です。

**○西本委員**

賛成です。

**○こしば委員長**

それでは、これより第85号議案、プレハブ冷凍冷蔵庫他の買入れについてについて、採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○こしば委員長**

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、本件を終了いたします。

高齢者福祉課長は、ここでご退席いただいて結構でございます。ありがとうございました。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後0時05分休憩

○午後1時08分再開

**○こしば委員長**

ただいまより、総務委員会を再開いたします。

休憩中に1名の方から録音申請が出ておりますので、これを許可いたします。

また、写真撮影および録画の許可申請がございました。午前中に、議題に入る前のみ、写真撮影および録画を許可しましたので、同様でよろしいでしょうか。

ご意見を、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

**○まつざわ委員**

午前中と同様でお願いします。

**○新妻副委員長**

午前中と同様でいいと思います。

**○大倉委員**

午前中と同様で結構です。

**○石田（ち）委員**

今までに限らず、審議の妨げにならない範囲で、どのタイミング撮っていただいてもいいと思っています。

**○須貝委員**

前例どおりで。

**○松本委員**

前例に限らず、妨げにならない範囲で撮っていただいても構いません。

**○西本委員**

午前中と同様でお願いします。

**○こしば委員長**

それでは、ただいま各委員からご意見を伺いましたが、先ほどと同様に、議題に入る前のみ自席からの撮影を可とするという意見が多く出ましたので、議題に入る前のみ写真撮影および録画を認めるということにしたいと思います。

また、撮影につきましては、自席から撮影をしていただきますようお願いいたします。

それでは、写真撮影および録画の申請をされた方は、撮影をしてください。

---

(1) 第76号議案 品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

**○こしば委員長**

次に、(1)第76号議案 品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を議題に供します。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明願います。

**○横田デジタル推進課長**

私からは、第76号議案、品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

それでは、資料をご覧ください。

まず、項番1の改正の理由でございます。

マイナンバーの利用、マイナンバーを含む個人情報である特定個人情報の提供を行うためには、番号利用法令に基づくことが原則でございますが、条例で規定することにより、法令同様に、区独自にマイナンバーを取り扱うことができます。今回、番号利用法の改正、当条例に規定している区独自利用事務の取扱いの変更等が行われることから、必要な改正を行うものでございます。

次に、項番2の改正の内容でございます。

(1)番号利用法令の一部改正に伴う規定整備でございますが、「生活困窮外国人保護事務」が番号利用法令に規定され、条例への規定が不要となるため、条例の該当箇所を削除するものでございます。

(2)私立幼稚園等園児保護者に対する補助事業の改正による規定整備でございますが、これまで保育料に対する補助金、入園料に対する補助金を交付していたものでございますが、令和6年度より預かり保育利用料に対する補助金が開始されたことに伴い、これらの補助金を総称して、「私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金」と名称変更されたため、条例別表も併せて規定整備をするものであります。

(3)生活保護法の改正による規定整備でございますが、法改正に伴い、子どもの貧困への対策のため、「進学準備給付金」の名称を「進学・就職準備給付金」と名称変更されたため、条例別表も併せて規定整備するものであります。

最後に、項番3の施行期日でございますが、(1)は法令の施行期日である令和7年7月1日、(2)、(3)の規定整備に関する規定は、公布の日であります。

また、別紙で本条例改正の新旧の内容を記載しておりますので、ご参照いただければと思います。

私からの説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

#### ○こしば委員長

説明が終わりました。

それでは、本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

#### ○石田（ち）委員

今のご説明だと、文言整理がされるだけで、区民への影響は変わらないということで確認させていただいていいでしょうか。

#### ○横田デジタル推進課長

委員ご指摘のとおり、区民への影響はないものであります。文言修正になります。

#### ○こしば委員長

ほかにご質疑ございますか。

#### ○西本委員

ちょっと教えてほしいのですが、今、区民には影響はないというご答弁なのですが、これ、改正の理由の中に、区独自の個人番号の利用および情報提供ができるとなっているのです。となると、区独自のということは、要は、国が決めたこと以上に、品川区ができることが広がるという認識でよいのか、では、広がるとなれば、どういうことが可能になって、多分、メリットもあれば、デメリットもあるのではないかと、危惧する部分もあるのではないかとと思うのですが、仮にそういうものがあつたとした場合、どういう対応をしていくのかということをお教えください。

#### ○横田デジタル推進課長

ただいまのご質問でございますが、1点目の生活困窮外国人保護事務につきましては、もともと区の条例に規定していたものでございます。それが、この度、法令に基づく内容に変わりましたので、条例改正するものでございます。

また、3番目の生活保護法に関する規定整備でございますが、こちらも法律の「進学準備給付金」の名称が「進学・就職準備給付金」というふうに変更されたこととなりますので、こちらで変更になります。

続いて、2番目の私立幼稚園等園児保護者に対する補助金の関係でございますが、こちらについては、

令和6年度、新たに預かり保育の利用料に対する補助金が始まりましたので、こちらに対してマイナンバーの利用ができるようになったものでございます。

#### ○西本委員

今までやってきたことに対して法律が変わって、そちらのほうに統合するという意味なのかなというふうにとったのですが、だから、区民の方々には今までと同じなので変わりませんよということの理解でよろしいでしょうか。

あと、これをさらに広げていくと、品川区としては、どのような広がりを持って、要は、個人情報ですから、いろいろ使われる要素が広がってくるのか、それとも、そこまでは考えないで、国の法律が変わっていったときの文言整理だけですよということなのか、そこの、これからの進め方、適用の仕方も含めて教えてください。

#### ○横田デジタル推進課長

ご指摘のとおり、法律の変更に伴う文言修正になりますので、特に区民への影響はないものでございます。

事務の運用に関しましても、(2)の私立幼稚園につきましても、これまでもやってきたものでございますので、特に運用の変更はないものであります。

#### ○西本委員

最後に1点。分かりました。では、全く影響がない、今までやってきたことだしということで、文言整理をしましたということだと理解しました。

デジタル推進課の仕事になるのですか。この仕事は、なぜデジタル推進課なのだろうかと、少し不思議だったのですが、ほかのところではないのか。マイナンバーカード関連だと、デジタル推進課になるのでしょうか。担当の在り方を教えてください。

#### ○横田デジタル推進課長

こちらのマイナンバーの条例に関することですか、マイナンバー制度の運用全般ですか、マイナンバーカードの利活用につきましては、全庁に関わることでございますので、企画経営部のデジタル推進課で行うこととしております。

#### ○こしば委員長

ほかにございますか。

#### ○新妻副委員長

ご説明ありがとうございました。施行が令和7年7月1日となっております、少し先の日付かなと思うのですが、今回、この段階でこれを出されているというのは、何か理由があるのか教えていただきたいと思います。

#### ○横田デジタル推進課長

「進学準備給付金」の名称を「進学・就学準備給付金」と変更する規定整備が併せてございましたので、同じような生活福祉法関連ということもありますので、「生活困窮外国人保護事務」に関しても、併せて今回のタイミングで行うことといたしました。

#### ○新妻副委員長

進学に関わる、来年の4月に関わるということがあって、併せて今回のタイミングという理解でよろしいでしょうか。

#### ○横田デジタル推進課長

進学準備給付金につきましては、もう既に施行されているものでございまして、もうすぐに条例改正する必要があったのですが、同じ生活福祉法関連でありましたので、令和7年7月1日で施行されるということが分かっておりましたので、生活困窮外国人保護事務も併せて、今回、改正することといたしました。

#### ○西本委員

関連なのですが、ということは、今までやってきたことなので、施行期日が来年の7月1日であったとしても、やることは、ほかの条例の中でやっているので問題ありませんと、区切りとして、この令和7年7月1日にしましたということによろしいですか。

#### ○横田デジタル推進課長

令和7年7月1日に生活困窮外国人保護事務の施行期日が法律によって規定されるということになりますので、条例は、それ以降、削られるというところで、このような記載としております。

#### ○こしば委員長

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

#### ○まつざわ委員

賛成です。

#### ○新妻副委員長

賛成です。

#### ○大倉委員

賛成です。

#### ○石田（ち）委員

賛成なのですが、マイナンバーについては、さらなる拡大推進というのは、私たちは、大本では反対をしておりますが、今回は文言整理、あと、生活保護のところでは、当事者の要望に応えたものにもなっているという国会での議論もありましたので、この件については賛成します。

#### ○須貝委員

賛成です。

#### ○松本委員

賛成です。

#### ○西本委員

賛成です。

#### ○こしば委員長

それでは、これより第76号議案、品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○こしば委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、本件および議案審査を終了いたします。

---

## 2 請願・陳情審査

- (1) 令和6年請願第10号 固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について意見書の提出に関する請願
- (2) 令和6年請願第11号 固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について意見書の提出に関する請願

### ○こしば委員長

次に、予定表2の請願・陳情審査を再度議題に供します。

(1)令和6年請願第10号および(2)令和6年請願第11号の2件につきまして、一括して議題に供します。

これら2件は、同一の内容のため、一括して説明・質疑を行い、採決につきましても一括して行いたいと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、これら2件の請願は、初めての審査でありますので、書記に朗読させます。

まず、第10号、第11号の順に、件名、紹介議員等を読み上げ、次に本文の朗読を行います。本文は同一の内容のため、朗読は一度だけ行います。

[書記朗読]

### ○こしば委員長

朗読が終わりました。

それでは、これら2件の請願に関しまして、理事者よりご説明願います。

### ○吉野税務課長

それでは、私から、令和6年請願第10号および第11号、固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について意見書の提出に関する請願につきまして、ご説明させていただきます。

固定資産税と都市計画税につきましては、地方税法では市町村の税目に位置づけられておりますが、東京都特別区の区域内については、特例で東京都が賦課徴収する税目となっております。

また、本日の資料としまして、東京都主税局が発行しております「ガイドブック都税2024」に掲載されております固定資産税および都市計画税における東京都独自の軽減策について、該当項目を抜粋して資料を作成させていただいております。

なお、今回の請願に関わる内容につきましては、東京都は、令和6年度まで軽減措置を延長する旨公表しております。今回の請願につきましては、令和7年度以降も継続を求めるものでございます。

それでは、資料について、説明させていただきます。

最初に、項番1の小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置の継続でございます。

請願にございますとおり、定住確保と地価高騰に伴う負担の緩和を目的とし、昭和63年度に東京都の独自措置として創設されております。以来、令和6年度まで軽減措置を継続しているものでございます。

軽減措置の内容は、住宅1戸につき200㎡までの小規模住宅用地に関わる都市計画税について、税額の2分の1を軽減するというものでございます。

本軽減措置による影響ですが、令和5年度の実績において、対象額が約6万件、金額で約17億2,000万円となっております。

次に、項番2、小規模非住宅用地に対する固定資産税および都市計画税の2割減額する減免措置についてでございます。

こちらは、平成14年度に東京都の独自制度として創設されており、特別区の区域内の非住宅用地の過重な負担の緩和や、昨今の経済状況下における小規模事業者を支援するということで実施されているものでございます。

対象要件でございますが、1画地における非住宅用地の面積が400㎡以下であるもののうち200㎡までの部分につきまして、固定資産税および都市計画税の2割を減免するというものでございます。

ただし、個人または資本金等の額が1億円以下の法人が所有する土地に限られております。

本減免措置による影響ですが、対象が約7,000件、金額が約7億5,000万円になります。

最後に、項番3、商業地等における固定資産税および都市計画税の負担水準を、上限を65%まで引き下げる措置についてでございます。

負担水準の不均衡の是正と、特に全国に比べて過大となっております23区の商業地等の負担の緩和を図るものでございます。

ここでの負担水準というのは、固定資産税の評価額に対し、前年度の課税標準額の割合となります。

例えば、今年度の評価額が1億円、前年度の課税標準額が7,000万円の場合、負担水準は70%ということになります。

この減額措置によりまして、特別区内の商業地等では、負担水準が70%から65%まで引き下げる措置になり、税額が軽減されるものです。

本減額措置による影響ですが、対象が約40件、金額では約120万円ほどでございます。

以上、3つの軽減措置などによる品川区の影響額の総額は、合わせて約25億円、23区全体では約655億円になります。

#### ○こしば委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

#### ○石田（ち）委員

毎年出されるこの請願ですけれども、本当に書かれている中身としては、切実な、本当に年々厳しい状況になっていっているのだなということも分かりますし、だから継続してほしいというのは当然の結果だと思います。

区の説明があった1番の小規模住宅用地に対する軽減措置は、請願文にもありますけれども、昭和63年度に創設されている。それで、2番の小規模非住宅用地に対する軽減措置は平成14年度、そして、3の商業地等の負担水準上限引下げ減額措置が平成17年度ということで、最初の1番などは36年前になっているのですけれども、これが毎回出されている状況だと思うのですけれども、この請願・陳情が出された時期は、ここで聞いても分からないですか。軽減措置を求め始めたときが、1番を見ると昭和63年から、そこから、要は、軽減措置がなくなるから、こういう請願が出されるようになったのかとか、そういう経過が分かれば教えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

### ○吉野税務課長

固定資産税に関しましては、3年に1回、こういった額の見直しをしていますが、実際には、経済とか、そういったものの影響を受けて高くなることもあります。実際に高くなってしまったために、いわゆる税の負担、そういったことが起きないように、こういった軽減措置を行っているというふうに理解しております。

軽減措置の目的としまして、過度な負担の緩和、それから、小規模の非住宅用地の役割に加えて、中小企業の支援ということも目的としておりますので、昨今の厳しい経済状況を全て勘案して、こういったところの見直しをしていると認識しております。

### ○石田（ち）委員

本当に毎年出される請願なので、これが出さなくてもいい、要は、自動的に継続されるというふうにはならないものかということは何回思うのですけれども、要は、経済の状況に合わせて上がるときもあるということですが、この今の状況は、物価高にしても、エネルギーの価格にしても、そしてまた、ここにインボイスということも書かれていますけれども、これが今後の二、三年で解消するものではないと国も見通していると思うのです。そうすると、毎回毎回こうした請願が出されるという状況ではなくするために、区としても、国や都に、こういう経済状況ですから、継続は、少なくとも10年間ぐらいはすべきだみたいな、そういうことを言っていくということは、してこなかったのか、しないのか、お答えいただきたいと思います。

### ○吉野税務課長

これに関しましては、これまでも実際には東京都が賦課徴収しておりますので、東京都の分野になります。ですので、これにつきましては、東京都の動向を注視していきたいと考えております。

### ○石田（ち）委員

東京都なのですけれども、こういう苦しい状況に置かれているのは区民なので、その声を区として、要は、継続を、10年間、こういう請願・陳情を毎年出さなくてもいいように、しかも、今後は、ずっと物価高もすぐに解消される見込みがないと言われてますし、そういう状況なので、区から求めていくということをぜひしていただきたいという要望です。

### ○こしば委員長

ほかにありますか。

### ○西本委員

私もこれ、何年も見ているのです、全く同じ内容なのです。当然ながら、都に対して意見書を継続的にするという事は意義あることだとは思いますが、でも、社会情勢は大きく変わってきているのではないかと思うのです。この文書の理由の中にも、社会環境が変わり、経済状況も変わってきたというふうにしてあるし、それから、インボイス制度も施行されてということが書いてあって、やはり状況の中では大分変わってきているのではないかなと思うのです。

なので、まず、この意見書の効果、例えば、意見書ですから、出して終わりだと思うのですけれども、こういう結果が得られたという成果、それはどういうふうにはかかれていますでしょうか。これは意見書だから、議会で意見書を出すということなので、理事者側として、何か効果があると実感しているのか、全然ないのか、この辺はどういう評価をされていますでしょうか。今後、意見書をつくったり、議会としてやっていかなければいけない調査もあるのですが、理事者はどう受け止められていますでしょうか。毎年同じことをされています。

### ○吉野税務課長

毎年こういった形の意見書という形で要望を上げていただいていますので、それなりの効果はあるので、こういった軽減措置が続いているというふうに考えております。

### ○西本委員

先ほど、石田ちひろ委員からもありましたけれども、だったら、もう継続的にしなさいよねと。もう何年やっているんですかという話ですよ。だから、意見書は議会の問題なので、意見書を出すという形には賛成であれば、採択になればそうなりますが、毎年やっているのです。だったら、東京都に、これも当たり前でやってくれというふうな状況を区からは言えないのですか。どうなのでしょう。毎回毎回意見書を出して、議会から意見書を出した、はい、終わりということにはならないのではないかと、これだけ長く出しているわけですから、区としての動きは何かしらあっていいのではないかと思うのですが、いかがですか。

### ○吉野税務課長

国土交通省の地価の動向でいくと、やはり委員のご指摘のとおり、緩やかに景気が回復しているというところで、そのときに、こういった固定資産税は高くなっていく傾向にあるだろうと思われれます。その中で、こういった軽減措置が必要になってくるかと思えます。

私どもの税務課長会というものがあるのですが、そちらのほうでは、こういった課題が実は出ておりませんので、少し検討させていただきたいと思っております。

### ○西本委員

これ、全体の動きにしていけないと、東京都は動かないと思うのです。なので、都区財調の話もありますけれども、もう当たりの、これ、こういう措置は当然だと、それを計算に入れてのベースになるような形をぜひ品川区としてもやっていただきたいのです。これ、もう何年も来ているのです。本当に、毎年毎年出していただいて、だけど、出さなかったら元に戻ってしまうとか、やめられてしまうのかとかという不安の中でやっておられると思うのです。だったら、少しでも全体で底上げできるような状況を品川区発信でやってもいいのではないかと思いますけれども、いかがですか。

### ○吉野税務課長

実際にこういった状況を分析しまして、それで、言える場所があれば、そのように確かめていきたいとは思っています。

### ○西本委員

まとめます。ありがとうございます。

区は区の立場で、それから議会は議会の立場で、意見書という形で、もちろんここで議論されたことを基にして意見書が出されるという形になるのかと、これからですけれども、していくということは最大限やっていきたいと思っておりますが、これは両輪だと思うのです。行政側と、それから議会側とで、やはり底上げしていこうという、そういう雰囲気というか、もうそろそろつくり上げる。

また、本当にこれだけでいいのかという話もあるのです。もっと先を見通して、そういう経済状況を鑑みたときに、もっと品川区内の事業者の方々が助かるようなことがあるのかどうかということがあってもいいのかなというふうに思います。

これは請願を出されている方の意思になってきますので、ただ、もう少し前進しているということをお知らせしていけるようになったらいいなと思っておりますので、よろしく申し上げます。これは意見でお願いします。

## ○須貝委員

私も同様なのですが、毎年、都に対して意見書を提出していますけれども、恒久化するように都に訴えるべきだと思います。恐らく区長会でも、恒久化するように進言していると思うのですが、次の2つを入れていただきたいと思うのですけれども、都の歳入である固定資産税は、年々増えているのですよね。今はマンションでも、結局、階ごとに固定資産税が順次高くなっていくとか、そういうふうに都としては歳入が増えている。これだけ増えているのに、こういう小さな固定資産税、都市計画税に対する減免措置を受けてくれないならば、いっそのこと、固定資産税は23区各区に返してくださいと。やはり各区にある固定資産、それをなぜ東京都が一括管理するかというのは、私は本当に不思議なことだと思うのです。やはりそれぞれのまちづくり、再開発を含めて、やはりそれを担っているのは、都も入っていますけれども、やはり地元の区です。区がそういうことをやっているなら、区に入る、私は入らなければいけないと思う。やはり固定資産税は区にしっかり入れて、そして、区が有効に活用するということを訴えていかないと、いつまでたっても自分たちの、東京都は自分のものは自分のもので、こういうふうに毎年意見書まで出さなければいけないという、このような変な仕組みはおかしいと思うのです。それはやはり正していかなければいけないと思うのです。

確認ですけれども、今日、区長はいらっしゃらないですけれども、区長会で、毎年きちんと話し合っているのですよね。もしお答えしていただければ、どうでしょうか。

## ○堀越副区長

財源に関する問題につきましては、広く、毎月、都区財政調整の会議の中でやっているということが事実でございますし、配分割合等についても、これまでも交渉の場面に応じてご報告をさせていただいているというふうに認識しています。先般も、都区財政調整の結果についてもご報告させていただいたところですが、そういったところでやっている議論が1つあります。

今回の場合は、そういった中で税の負担に関する提言についての、この請願についての総務委員会の審議だと認識しておりますので、税の負担を軽減するという観点と、それから、区として、本来は、本来はという言い方が正しいかどうかはあれなのですけれども、固定資産税などは、都区財政調整の調整財源がありますし、都市計画税も、都市計画を担う都市計画交付金の原資になっている部分でございますので、そういった意味で言えば、先ほど委員がおっしゃられましたように、区の自主財源として自由な判断の中で様々ないろいろな軽減、それから、いろいろな税を充当していくという判断があつてしかるべきだというふうには思っていますので、今回の請願と、区として様々な要望を出しているやり方は、一定いろいろな切り離して考えて、しっかり区としてのスタートを出していくということが、まずは一番大事なところであるかなと、そのように感じたところでございます。

## ○須貝委員

企画のほうで企画経営部長も、やはりもっと発言して、私は、闘うべきところはしっかり闘っていただきたいと思います。

## ○こしば委員長

ほかに質疑はありますか。

では、ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、令和6年請願第10号および令和6年請願第11号の取扱いについて、一括してご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言をお願いします。

また、結論を出すのであれば、その結論について、併せて、意見書の提出の部分についてもご発言ください。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

#### ○まつざわ委員

結論を出すで、採択です。意見書の提出もお願いいたします。

#### ○新妻副委員長

公明党も、結論を出す、採択で、紹介議員にもなっておりますことから、意見書も出していただきたいと思います。

#### ○大倉委員

本日結論を出すということで、採択で、意見書提出もお願いします。

#### ○石田（ち）委員

本日結論を出す、採択で、意見書も出していただきたいと思います。

#### ○須貝委員

本日結論を出すということで、採択で、意見書も提出をお願いします。

#### ○松本委員

本日結論を出すで、採択で、意見書を出すで、1個だけ、これ、提出者というよりも、紹介議員になられている各会派の皆様になるのかもしれないけれども、この請願の表現で「サラリーマン」という表現があります。ご案内のとおり、当区品川区は、ジェンダーの平等の条例を出しているところなので、通常は今、多分、用語としては「会社員」という言葉を使うのではないかと思います。紹介議員になるということは、恐らく請願者の方と話す機会があると思いますので、来年度以降は、こうした表現を修正ということも話していただくと、ジェンダー平等という観点からはいいのかなと思います。

私としては、言葉狩りはよろしくないというふうには思っているのですけれども、例えば、表現の自由と言っているので、「萌え」は表現としてふさわしくないみたいなガイドラインがほかの自治体とかで出てくるのは、そういうものは絶対に嫌なので駄目だと思うのですけれども、こういう表現から、「サラリーマン」という表現で排除されると思われる方も当然いらっしやると思いますから、こうしたところから少しずつジェンダー平等の感覚に切り換えていくことも大事なかなと思うところで、こうした意見を申し上げたかったと思っています。

#### ○西本委員

本日結論を出すで、採択で、意見書をよろしくお願いします。

#### ○こしば委員長

それでは、請願第10号および第11号については、結論を出すのご意見でまとまったようがございますので、そのような取り扱いでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

#### ○こしば委員長

それでは、請願第10号および第11号は、本日結論を出すことに決定いたしました。

先ほど、それぞれの方のご意見を伺いましたので、本件については、簡易採決により採決を行います。

それでは、令和6年請願第10号および第11号について、お諮りいたします。

本件を採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○こしば委員長**

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、採択と決定いたしました。

なお、令和6年請願第10号および第11号は、意見書の提出を求めるものであります。意見書につきましては、明日の委員会でお諮りしたいと思います。

また、意見書の案文につきましては、正副委員長にご一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**○こしば委員長**

ありがとうございます。

さよう進めてまいります。

以上で本件を終了します。

---

(5) 令和6年陳情第48号 事業者へのインボイス制度の影響について品川区内実態調査実施の陳情

**○こしば委員長**

次に、(5)令和6年陳情第48号、事業者へのインボイス制度の影響について品川区内実態調査実施の陳情を議題に供します。

本陳情は、初めての審査でありますので、書記に朗読させます。

〔書記朗読〕

**○こしば委員長**

朗読が終わりました。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明願います。

**○加島財政課長**

今回の陳情審査に当たりまして、産業振興部門とも改めて確認をいたしました。事業者の登録廃止につきましては税務署で受付を行っていること。また、インボイスに関するコールセンターですとか、関連の補助制度等も国のほうで実施しておりまして、インボイス制度、こちらは国の制度であることから、実態調査を行うかどうかは国で判断すべきものと考えており、区で実態調査を行う考えはございません。

**○こしば委員長**

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

**○石田（ち）委員**

まず、今回すぐく具体的な陳情が出されたなと思っています。改めて区民の暮らしと生業、地域経済を振興すべき品川区として、インボイスが中小・零細企業、個人事業主に影響を与えていると認識はされているのでしょうか。

また、調査を行う必要があると思わないかどうか、まず伺いたいと思います。

**○加島財政課長**

まず、事業主への影響というところなのですけれども、私のほうからは財源の面から答弁させていた

ですが、今、財調財源の1つとして、法人事業税の交付対象額というものがございます。こちらは令和4年度746億円でしたが、令和5年度は853億円、令和6年度は899億円。また、財調財源ではございますけれども、都税の動きなどを見ますと、令和5年決算では、法人事業税については、予算額586億円に対して決算額587億円と、今回、予算どおりの収納がなされていることは確認しております。

一概に数字の面から影響ということは、区のほうで全体の実態把握は難しいところですが、今、数字の状況といたしましては、増加の傾向を示しているところがございます。

#### ○石田（ち）委員

数字の面から一概には言えないということですが、影響はないと感じているというふうには私は聞かれました。そうすると、調査を行う必要性がないと感じられているのでしょうか。それで、こういう企業、中小業者、そして個人事業主の実態ということなので、所管課の課長を、今日、呼んでいただいているというところでは、委員長に感謝申し上げたいと思いますけれども、そこであれば、今の質問に関してお答えいただけたらなと。お願いします。

#### ○小林地域産業振興課長

ただいまインボイス制度に対する影響ということでございました。本制度については、先ほど、財政課長が説明したとおり、国の制度でございます。その実態調査についても、制度そのもの、あるいは、個別の事実関係なども含めて、責任ある政策判断および施策実行の権限、専門的知見を有する国において判断すべきところでございます。

そのため、実態調査でございますけれども、その制度的な部分での影響は、地方自治体においては大変困難な分野であると考えております。

#### ○石田（ち）委員

国の制度だからということですが、国の制度で、国で判断されるということですので、では、国に実態調査を求めていただくということはできるのですね。そこはぜひやっていただきたいと思うのですが、いかがでしょうかということと、今回、この陳情を出された方からも、参考資料として、「インボイス制度におけるフリーランス等の7000人実態調査報告」、7,000人実態調査に寄せられた声、あと、品川区内の一部で集めた独自アンケートがなされておりますけれども、これらは、区の所管としては、確認されている、認識されているということによろしいですか、伺いたいと思います。

#### ○加島財政課長

まず1点目にご質問いただきましたほうの区として実態調査を国に求めていくことができるのかどうかということですが、先ほど冒頭にご説明申し上げたとおり、インボイスは国の制度ですので、国の責任において実態調査を行うどうかは主体的に判断すべきと考えております。

それから、国としてまだ実態調査は行われていないということですが、直近の国会答弁等を確認いたしますと、財務大臣から、今現在、経済企画庁を通じて各業界が実務上抱えている課題の把握に努めてきたところではありますが、その団体からの依頼に応じまして、可能な範囲で各種団体との意見交換ですとかに省庁の職員が出席し、直接関係者のお声を伺っているというふうにお答えしている部分がございますので、国といたしましても、その把握をするために全く何も動いていないという状況ではないというふうと考えております。

#### ○石田（ち）委員

この資料の存在を認識されていたか、中身も確認されているかということをお伺いしたのですが、

あと、国も若干動いているということもあるので、とても急を要する、本当に今、苦しんでいる状況なので、区として把握する必要は、国が今、把握しようとしているという答弁でしたけれども、区として把握する必要があると思っていないのでしょうか。伺いたいと思います。

**○加島財政課長**

陳情についてきた詳細な資料を確認されたかという点では、拝見させていただきました。

区として実態調査を行う考えはないのかというところですが……。

**○石田（ち）委員**

把握する必要があるのではないかと。

**○加島財政課長**

区といたしましては、インボイスは国の制度でございます。国のほうで主体的に実態調査を行うかどうかを判断すべきと判断しております。

**○石田（ち）委員**

やはり国の制度だからというところなのですが、この陳情にも書かれているように、品川区の中小・零細企業、そして個人事業主の問題だということで、それはもちろん品川区にも大きく影響しますよねというふうに書かれているわけです。影響しないのですか。品川区の区内経済の土台だと思うのですが、このインボイス制度が与えている実態、国が把握することとおっしゃっているので、区としては把握していないのかも伺いたいのですが、そして、今申し上げた、この会の皆さんが出された資料、それにも、声は、区内ではないにしても、全国の声が出ているわけです。そういったところでの把握する必要があると思っていないのでしょうか。改めて伺いたいと思います。

**○小林地域産業振興課長**

インボイス制度につきまして、例えば、登録情報、未登録情報ですとか、あるいは免税事業者などのいわゆる情報、そういった管理情報は、関連するものも含めてですが、国が一元的に管理をしているものでございます。その点におきまして、地域経済のインボイス制度の影響というものは、自治体単位で把握することは困難だと考えております。

一方で、国、東京都、特別区、それぞれの権限なり財源、実情に応じて中小企業支援が実施されているところがございます。

例えば、現在、物価・エネルギー価格の高騰ですとか、人手不足対策といった、そういったような地域の経済の課題がございます。こういったものについて、区として独自の支援もやっているところがありますし、本日も9月補正予算の提案なども区民委員会でさせていただいているところがございます。引き続き、国や都の経済対策の動向ですとか、それぞれの対応能力に応じて、地域経済の下支え、あるいは消費喚起などにつながる施策をしっかりと進めてまいりたいと考えております。

**○石田（ち）委員**

これだけ中小企業と零細企業、個人事業主が影響を受けるということは、品川区にとっても大打撃だと思うのです。だから、どれだけ、どこまで、どのように影響があるのかということは、ぜひ把握すべきだと思います。

それで、この陳情文にもあるのですが、前回、私も実態調査を求めましたけれども、該当する課で相談も受けているというふうな答弁がありました。だから、調査は行わないというふうな答弁されたのですが、では、区では、どれほど、何件、どのような内容で相談が寄せられているのか教えてください。

### ○小林地域産業振興課長

ただいまのご質問で「経営相談窓口」というところで、品川区でいきますと、年間3,000件、4,000件といった経営相談の対応がございますけれども、インボイスに関連したような直接的な相談は、我々、認識してございません。

この点につきましては、周辺区はどうかというところで、本日、目黒区の課長ですとか、あるいは大田区の課長にも確認しましたがけれども、同様に、やはりこういった相談は、国のインボイスの相談センターのほう、あるいは税務署などに相談が寄せられているのではないかという認識でございました。

### ○石田（ち）委員

ぜひインボイスの相談、国の制度であっても、区内の企業の経営の相談になってくると思うので、インボイスでも、品川区でも相談は受けています。そういったアピールをしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうかということ、今おっしゃったコールセンターなどは、陳情にもありますけれども、実態調査をしないという理由にはならないというふうに書かれています。私も理由にならないと思うのですが、そこはいかがでしょうか。

### ○小林地域産業振興課長

品川区で相談を受けているアピールをというお話でございました。品川区で何かご相談があったときに、こういう相談は受けません、受けるということは特段してございませんので、そういうお話があれば対応するというところでございますけれども、事業者のほうにも、国のほうからいろいろインボイス制度、それは担当業界別ということでございますけれども、税務署以外も業種別にいろいろ相談の案内の通知なども行っているようでございます。そういったところも含めて、制度の案内などもしっかりやっていくということ、ただ、実態調査というところにつきましては、やはりそういった関連情報なり、あるいは権限も含めて、専門的知見も含めて、そういったところの国の対応ということで、我々は判断すべきものであると考えております。

### ○石田（ち）委員

やはり先ほどから言っているのですが、区内の企業の経営の問題なので、ぜひ国にも求めていると思います。国は、なかなか進まないというところがあるので、こういう陳情で区で実態調査してくださいということが出ているわけですので、ぜひやっていただきたいと思うのです。やるべきだと思います。

そして、先ほどの固定資産税と都市計画税の軽減措置の請願でも、インボイス制度の施行に伴った小規模事業者に対する課税の評価に、事務負担の増加と、厳しい事業経営を強いられ、家族や従業員等の生活基盤は圧迫され続けている現状にあると書かれております。自民党、公明党、しながわ未来、そして品川改革連合、無所属の方も紹介議員になられているというところでは、皆さんもインボイスを含めた状況が、区民の生活に打撃を与えているということは認められていると思うのです。なので、実態調査を行う必要性は一致しているのではないかと私は思うのですが、そういうところで、皆さん、ご意見をお聞かせいただけたらと思います。

### ○西本委員

この陳情、なぜ総務委員会にかかっているのでしょうか。おかしくないですか、これ。誰が決めたのですか。今回のこの陳情は、事業者へのインボイス制度の影響について、要は、地域産業、品川区の産業、経済産業を含め、どうなっているか調査をしてくださいですよ。なぜ総務委員会なのか。担当課長が来てくれますけれども、今の質問もそうです。話し合うところは区民委員会ではないですか。

総務委員会で何の話をしろというのですか、これ。なぜこれが総務委員会にかかったのか、委員長からも説明してもらえませんか。

〔「付託するのは議長ですので」と呼ぶ者あり〕

#### ○西本委員

では、議長ということですね。

おかしいですよ。それで、さっきの答弁、苦しい答弁をされていましたが、どういう割り振りでここで議論するのですか。この内容は、品川区内の事業者がどうなっているかということ进行调查してくれという陳情です。なぜ総務委員会でやるのですか、総務委員会でやる意味はあるのですか。それとも、国がやっていることだから関係ありませんと言いたいだけなのですか。どうなのでしょう、お答えください。

#### ○久保田企画経営部長

この委員会の付託は議会のほうで決めて付託されていますので、それに基づきまして、私どもとしましては、審査のときに質疑に応じているといった中で、総務委員会でできることということで、所管の課長にも来ていただいて、今、質疑の応答をさせていただいておりますといった状況でございます。

#### ○西本委員

それならば、所管が違うのではないですかと言うことをできないのですか。議長が付託権限がある、権限は分かります。でも、しっかり議論するのであれば、適切なところで議論するというのは、議長が決めたら誰も言えないということですか。おかしいですよ。理事者も困るでしょう、話し合いをするのに。本当は区民委員会で話をしなければいけない項目なのに、総務委員会にかけて、関係ないではないですか、皆さん。だって、区民委員会だったら、それなりのいろいろな方がいらっしゃるのに、担当がいいらっしゃるのに、そこで議論すべきではないですか。私はそう思います。議長の権限だと、これは横暴ですよ。私はそう思います。これは意見として言わせていただきたいと思います。

それで、総務委員会にかけられたので、担当課長も来ておりますので、質問をいたしますが、今までの答弁の中で、国の制度だから国がやるべきだということを何度もおっしゃるのです。地方自治体は、国が決めたことを遂行するという形でやりますよね。だけど、そこでいろいろ制度が変更になると助けられない方々がたくさんいて、だから、その地域の住民の人たちが、区民の人たちが困っていることに対して、品川区の財源、もしくは、いろいろな補助金も利用して助けていくということが私たちの仕事ではないのですか。国がやっていることだから知りませんということにならないと私は思いますが、自治体としてどういう思いで仕事をやろうとしていますか。国がやっていることだから知りませんということなのか、影響している人がいれば何とか助けてあげようという思いで仕事をされているのか、どちらでしょうか。お答えください。

#### ○小林地域産業振興課長

国の制度だからというところで、1つは、大きくは消費税という国の税財源制度に関してというところでございますけれども、国の制度の中でも地方自治体に一定の権限なり財源なりというところが法律である程度定められ、その中で事務を行うというものもございます。そういう意味でいきますと、この事務は、やはり国税というところで大きく管理されている制度でございます。

そういった意味で、先ほど申し上げたような基本的な情報、登録情報、未登録情報というのは、これはこの品川区というか、自治体の中でのいずれの部署も所有しない情報というところがまず根本にありまして、そういった中で、ただ、中小企業支援というところでは、目前にいろいろあるような物価高騰

ですとか、あるいは人手不足対策、それ以外のそういった経済問題というところに関して、品川区として独自の支援なども行いつつ、地域経済の下支え、消費喚起などを行ってまいり、そういう考えでございます。

#### ○西本委員

いろいろな事務はやっていると思います。でも、国のいろいろな制度があって、それに対して困っている人がいる、その困っている人をどう引き上げていって助けられるかというのは、私たち地方自治体の役目ではないのですか。だったら、地域の人たちの現状、該当する中小企業の状況把握というのは、当然品川区はやらなければいけないでしょう。国がやるべきではなくて、品川区民の方々が、どういう現状があるのかというのは調べるべきではないですか。品川区は、さんざんアンケートをやっているではないですか。何億円もかけて区民アンケートをやりましたよね、それと一緒にではないですか。区民の人たちがどういうふうなことを思って、どういう現状にあるのかということ調べたのでしょうか、区民アンケートで。だったら、こういう中小企業関係で、今どうなっていますかということは調べていいのではないですか。調べるべきではないですか。それを国がやっていることだから、私たちは知りませんでは済まされない話ではないですか。そこはどう考えていますか。

#### ○小林地域産業振興課長

インボイス制度そのものについてというところで、制度自体の権限といいますか、個別の事実関係なども含め、責任ある政策判断および施策実行の権限ですとか専門的知見、そういったものを有する国において判断すべきものであると考えております。

#### ○西本委員

今回のこの陳情は、インボイス制度に対して賛成も反対も言っていないのです。この内容。よく読んでいただきたいのです。それを問うているのではない。この制度が始まって、品川区内の事業者がどうなっているのか調べてくださいと言っているだけです。区民アンケートをいっぱいやっているではないですか、品川区。そうしたら、中小企業の実態調査、それから冊子、機関誌ですか、冊子を出していますよね。いろいろ調査していると思います、地域産業振興課で。そうしたら、もっと詳しく、あれは全体の流れのアンケート調査なので、そうではなくて、今の消費税だっていいと思います。どういう影響が品川区民の皆様方に対してあるのかということ調べるのは、自治体として当たり前のことではなからうかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

#### ○小林地域産業振興課長

インボイス制度につきまして、責任ある制度の政策判断も含めて、そういった調査の実態というところも、ある程度の情報というところで国が権限を持っているところでございますので、国において判断すべきものであると考えております。

#### ○西本委員

堂々巡りになっているので、もうここでやめますが、非常に悲しいですね。区民アンケートは全区民に1億円ぐらいかけてやって、だけど、実際にどうなっているかという細かい調査をしないという、品川区にとっていい方向になる、やりやすいやり方とか、そういうものをばかりチョイスしているようにしか思えないのですけれども、やっているわけですから、品川区は。調査をやっているのです。やったいいのではないですか。調べて品川区はこういう実態です。だったら、その中から制度設計したらいいのではないですか。困っている人がいたら、品川区独自でこういうふうを考えようよという政策提案ができるわけでしょう。実態調査がなかったら、それはできないですよ。国がやっていることだから、

国の責任だと言ったら、何もやらないと一緒にです。だから、品川区でやるのだったら、品川区がきちんと実態調査をして、困っているところ、品川区で財源も決まっていますから、全部が全部できるわけではないかもしれないけれども、このところは救えるかもしれないという形で少し前に進んでほしいと思うのです。いかがですか。前向きに少し考えられませんか。

#### ○小林地域産業振興課長

品川区の実態というところでございますけれども、インボイス制度が地域経済というか、自治体に与える影響というところも含めて、そういった基本的情報を持っている国が、やはり一元的に管理しているものでございます。そういった権限なり専門的知見という観点から、区で実態調査を行う考えはございません。

#### ○西本委員

まとめます、堂々巡りなので。これ以上言っても課長の心は決まっているかと思いますが、ただ、これだけは知ってほしい、ここだけは知ってほしいのです。品川区の実態を調べていくというのは、どのようなときにも大切。だから区民アンケートをとっているのでしょう。いろいろな意味で調査をかけているのではないですか。だったら、インボイスという特定をしなくてもいいけれども、消費税でも何でもいいです。そういう状況で区民の人たちが、品川区の産業経済はどうなっているかということ調査することもできるわけです。やっていますもの、区民アンケートをあれだけ。やれないことはないです、そういう実績があるのだから。そこから次の世代の提言が出てくるのではないですか。施策が出てくるのではないのでしょうか。国がやっていることだから国に任せますだけでは進歩がないです。困っている人がいるのだから。それは意見として最後に言わせていただきますけれども、もう少し区民に歩み寄ってほしいです。上ばかり見ないでほしい。やはり区民の人たちがどうあるのかということ常を意識していただきたいということを強く申し上げて、意見として終わりたいと思います。

#### ○こしば委員長

ほかに。

#### ○まつざわ委員

何点か確認させてください。

先ほどから、インボイス制度というのは国の財政措置、ここにも書いてありますが、税務署などが管理しているお話です。税務署でこのインボイス制度というものは全部管理しているということが、まず正しいのか。そこで管理しているということなのか、まず教えてください。

#### ○加島財政課長

事業を新規に始めるときの登録ですとか、それから、何らかの理由で事業を廃止するとき、こちらの届けについては、所管の税務署に届出するという事です。

#### ○まつざわ委員

そういうものを税務署が管理しているのですよね。ということは、税務署が管理しているものを、例えば、先ほど、国と地方自治体というお話が出ていますけれども、例えば、国で管理しているものに関して、私たち地方自治体が、それに関する情報というのですか、事業者の情報というのですか、例えばインボイスもそうですけれども、そういった情報は、私たち地方自治体にしっかり共有されるものなのですか。

#### ○小林地域産業振興課長

これは自治体のどの部局も共有していないものと認識しております。

## ○まつざわ委員

今回のケースだと、国で集めたそういった情報は、どのケースでも自治体には共有していないということですね。そうすると、例えば、財政の状況、そういった管理情報が国から自治体においていかないうちの中、実態調査をするというお話が今回ありますけれども、そもそも、私も調査は簡単にアンケートをとればいいと思っているのですけれども、例えば、陳情の趣旨だと、インボイス制度の影響が出ている中で実態調査をお願いしますと言いますが、そもそも今の答弁を聞いていると、このインボイス制度の影響というものを、国が持っているものが、地方自治体、私たちの品川区に流れていない状態で、では、この実態調査をしたときに、これがはっきり言って、果たして正確なのか、確実なのかということがすごく疑問がありまして、例えば、これをある程度確実なものに見るのだったら、もっと専門的視点とか、そういったものが前提になるかと思いますが、そこについてお考えを聞かせてください。

## ○加島財政課長

ちょうど財調財源としての法人事業税交付対象額の動向ですとか、あとは個人事業税の令和5年度、都における決算の状況等について、数字の動きを答弁させていただいたところですが、先ほど、地域産業振興課長も答弁いたしましたとおり、区のほうでインボイスに関する実態は、どの部署でも、今、把握することができておりません。そこが国の制度であるというところの難しいところでして、なので、私どもといたしましては、実態調査というよりは、実態調査は国の判断で実施すべきという考えは揺らぎませんが、ただ、地域産業振興課のほうで、中小企業ですとか、個人事業者への融資あつ旋、それから、経営相談といったところを設けて自治体としてできることに支援を注いでいます。

## ○まつざわ委員

インボイス制度の詳しい状況は、我々地方自治体において、状況を踏まえまして、分かりました。

## ○こしば委員長

ほかに質疑はございますか。

## ○須貝委員

この度の陳情ですけれども、インボイスの問題が、我々も地元の人と話をすると、個人事業主の方が、そういう不満が出ているというのは、我々も把握しています。またさらに、今、年々物価が高騰しているということで、それぞれ事業を継続していくのに大変なご苦労をされている中に、インボイスがそこに入ってきたわけですから大変だなという実態は、本当にそのとおりです。

先ほどからお話を聞いておまして、やはり品川区の今までの中小企業の景況調査とか、ああいうものを見ても、600件ぐらいしか調べていないのです。これは品川区で調べたのではなくて、信用組合でやっている、600件で中小企業の景況調査というものを出しているのですけれども、これもなぜその少ない数でそれを出しているのかというのは不思議だなと思ったことと、私も再三、区内の中小・零細企業、個人事業主などを調査したらいいのではないかとすることは、やはり我々、区民と身近な場所にいるので、そういうふうを感じるのですが、実際は、税を含めて絡めていかれるので、税務署などに全部そういう資料が、そちらのほうしか手に入らない。やはり数も相当なので、そういうふうな実態になっている。そうすると、区で調べる云々というのは、もちろんやってもいいのでしょうけれども、ただ、膨大な日数と人件費がかかる、本来は、国からそのまま資料を品川区のほうにいただければ、それはそれでさっと簡単に出てくる状況だと思うのですけれども、本当にその辺は歯がゆくて残念だと思います。

これ、本来は、今回お困りの方たちも、区に訴えるのではなくて、本来、国がしっかりこういうことを対応してこなかった。皆さんの声を聞いてこなかったということが一番の大きな問題だと思うので、今回、皆さんがこのようなアンケートをとってくださると、実態調査をしてくださいということに関しては、私は同調します。ただ、現実には、大前提としては、やはり国がしっかり品川区にそういう情報をくれと、まずそちらを先に頼むことのほうが、私は先ではないかなというふうな気がいたします。

これ、実際、今まで地域産業振興課長とのやり取りを聞いていると、簡単そうに見えて、個人事業主は目に見えないし、どこをどうやって探しているのか、零細企業、我々も近くだったら小さな会社と分かりますけれども、でも、品川区全体から見たら、やはりかなり難しい。それも中小で小さな会社を見つけるとなったら、さらに困難を極める中で、なかなか調査を進めるというのは、私はあまり現実的ではないかと思えます。

質問しようかと思ったのですけれども、話を聞いていると、なかなか質問には至らないかなと思ったので、一応意見だけ言わせていただきたいと思います。

本当に困っている人が個人事業主を含めてたくさんいらっしゃいます。何とか我々もできる範囲で協力をしたいと思います。それには、やはり国の協力が第一だと思いますので、そこは今度、品川区議会を含めて、国のほうにお願いをしたほうがいいのではないかと感じます。意見だけ言わせていただきます。

#### ○こしば委員長

ほかにご発言は。

#### ○大倉委員

実際の実態調査をするというところの大変さは、今お話を伺っている中で非常に感じたところであり、どこまで、どうやって、どのような詳細なアンケートをとるかとかも含めて考えると、きちんとした政策制度をこれから品川区でつくろうと思うと、かなり緻密にとってつくっていくという必要があるのだろうなと思いましたが、国の制度というところでいうと、国がある程度一定の基準を示したアンケートとかをとらないと、各自治体でばらばらの意見が出てくれば、それは当然、きちんとしたアンケートとして、調査として国も参考にできないというところでは、しっかり国のほうでやってもらいたいということは非常に思うところがあります。

一方で、品川区でもそうした影響が出ているということは、私自身も非常にたくさんの方から聞いていて、今、優遇期間だけは少し頑張ってみるとか、そういった声も聞いていて、3年たったら、もう辞めたい人たちが結構いるというお話の中で、品川区としては、しっかりとそういった方が辞めないで済むような体制をつくっていくということが必要だろうと思っているのですが、その中で、ここにも書かれていますが、希望していてもあつ旋を受けられない事業者とか、なかなか制度上足りていないという、行き届いていないという部分があるということもお話に出ていますけれども、こういったところの支援、中小企業、フリーランスの方々を含めて支援できるようにしていかなければいけないなと思っているのですが、実際は今、融資の上限マックスまで借りていないで、まだ借りられる状況があるという話も聞いているのですけれども、その辺の支援の状況とか、所管の課長もいるので、ぜひ教えてください。

#### ○小林地域産業振興課長

ただいま融資あつ旋についてのご質問がございました。現在、例えば品川区では、物価高騰を目的とした融資あつ旋をやっているところがございますけれども、基本的に品川区が紹介状、つまり、融資の

あつ旋を行ったものについては、ほぼ9割方、金融機関に融資あつ旋といいますか、紹介状が通るような形になっているところがございます。

では、それ以外の部分ということでいきますと、やはり借入れを行った場合に、かえって返済が困ってしまうのではないかと出てくるわけですが、そういったときの対応として、例えば、返済する必要がない補助金を使っていただくですとか、あるいは福祉分野でも事業者に対して支援する制度が社会福祉協議会のほうでございますので、そういったものも活用していただきながら、経営をどういうふうにしていけばいいのかというところを対応していくことがよいかと考えています。

#### ○大倉委員

ありがとうございました。そういう意味でいうと、かなりの方々、9割近くの方がそういった支援を受けられて、残りの1割の方も、補助金等を使って、当然、品川区も相談を受けながら、そうした方々の支援をしているというところで分かりました。

まだこれからあと数年ごとに負担割合が変わっていくというところでは、そういった皆さんの声を聞くということが1つ今後の負担が増えていったときの支援とかにつなげられるのではないかなというふうにお話を聞いていて思ったので、そういったところへの考えた方とかを持っていただけるといいなと思いました。

#### ○こしば委員長

ほかに。

#### ○松本委員

国の事業だからという話が今日はたくさん出ていたので少し伺いたいのですけれども、国の事業、あるいは国の所管するもので、例えば制度が変わるということはよくある、それは消費税もそうですし、ほかの制度もあると思います。そのときに、区内事業者にどのような影響があるかということ国が調べてくれないとするならば、それはやはり調べた上で対策を打っていく、その影響を受けている事業者なり個人に対して対策を打っていくというのは、これは地方自治体の役割として重要だと思います。

そこに関係してお伺いしたいのは、当区も運送事業者等燃料費高騰対策支援金というものを過去交付していると思います。これも燃料費が上がっていて、燃料の税金を国が下げてくれたらいいけれども下げない。だけど、事業者は影響を受けている。そのときに支援金を区として交付している。財源は国のほうからとは思いますが、ただ、その中で、当区の場合は、屋形船の事業者を入れているかと思っています。これ、屋形船を入れたのは、今日、直接の議題ではないです。でも、これは審査と関係するので伺いたいのですけれども、屋形船を入れたのは、当区の判断で入れたのでしょうか。

#### ○小林地域産業振興課長

ただいまご質問、ご指摘のありました運送事業者等燃料費高騰対策支援金については、区独自の対策ということでやっているものがございます。

この屋形船の事業者を入れるという判断も、品川区のふだんの聞き取りも含めて、水産事業者、運輸事業者を両方やるべきだということで、対応したものでございます。

#### ○松本委員

次に、品川区も現況調査と中小企業の景況調査はやられているかと思っています。これは恐らくアンケートをとられてやられているのではないかと思いますけれども、これはアンケートの項目について、何か国から定めがあるのでしょうか。それとも、ある程度、区のほうで項目を追加するなりすることはできるのでしょうか。

### ○小林地域産業振興課長

ただいまご指摘の景況調査につきましては、これは東京都とか他区もやっているものでございまして、それに合わせて、そういうような内容ですとか、質問項目といいますか、景況感を聞くということを長期的に見て一番継続してやっているものでございますけれども、そういった状況を見ながら実施しているものでございます。

### ○松本委員

お伺いしたのが、区で独自の項目を追加することができるかできないかという点はいかがでしょうか。

### ○小林地域産業振興課長

品川区として中小企業の景況調査をやっているものでございますので、質問項目とか、業種を一部改正ということはあり得るとは思いますけれども、実際、この事業者を把握するというのも、我々もふだん事業者にいろいろご協力をお願いしながらというところでございますので、なかなかこれも苦労しながらやっているところでございます。

### ○松本委員

ありがとうございます。大体状況は分かりました。区としてやれることはいろいろやっていらっしゃって、あとは議会が判断することなのかなと思います。今のお話をお伺いしても、今回の調査を求められている方たちの願意に沿うというやり方が、国の制度だから絶対に不可能かと言ったら、そうではないし、恐らくやり方はあると思いますし、今、パッと調べただけでも、例えば、静岡市などは、実態調査というやり方ではありませんが、アンケートという形で調査を行うという手段もやっていらっしゃると思います。最終的には、最後、意見表明のところであとは述べたいと思ひまして、私の質問は終わります。

### ○こしば委員長

ほかに質疑等はございますか。

### ○新妻副委員長

様々ご説明ありがとうございます。今回、インボイス制度の賛成・反対ということではなくて、実態調査の現状ということで、しっかり品川区に現状を知ってもらいたいということが趣旨なのだろうなと思っています。

その上で、経営相談では、3,000から4,000件の相談がありますということではありますが、本当にコロナ禍であったり、また、世界を見ても紛争があったりということで、物価高騰や、また、営業、仕事をしたくてもできなくなってしまった方も、この間、いるということで、フリーランスの方や個人事業主や中小・零細企業の方は大きく影響を受けているということを実感しています。

現在、品川区でも、全くそういう方の状況を把握していないのかというと、そうではないと思うのですけれども、今日は地域産業振興課長にお越しいただいておりますので、地域のそういう、いわゆる個人事業主とフリーランス、中小・零細企業の方々への実態、品川区内の事業者の方々状況を、どのように把握をしてくださっているのか、何かしらそういうお声を聞いていると思いますけれども、その辺りを教えていただければと思います。

### ○小林地域産業振興課長

品川区として、どういうふうな経済状況を把握しているかというところでございますけれども、先ほどご質問にも出ました中小企業の景況感というものも1つ定点観測という意味では行っているものでございますけれども、それ以外に、先ほども申し上げました経営相談窓口の件数も、やはり例えばコロナ

禍であれば大きく増えて、だんだん収束してきて相談件数が少しずつ下がってきているということがございます。

それ以外に、国なり、我々としても、例えば、今回、物価高騰の支援金を新しくつくるに当たりまして、総務省ですとか、いろいろ厚生労働省の統計なども、実際、肌感覚として合っているのかどうかというところも含めて、いろいろな数字を見ながら地域経済の実情を我々としてできるだけ把握していこう、そういうふうに行っているところでございます。

#### ○新妻副委員長

数字的には、そのような形で様々把握をされていると思うのですが、それ以外にも区に寄せられるお声であったり、また、区として、そういう方々の直接の声を聞く場というものもあるのではないかなと思っています。

区には、国の制度ではあるかもしれませんが、品川区民の方でありますので、事業主の方等ありますので、今後とも、そういう方のお声はしっかりと把握をしていっていただきたいということは要望させていただきたいと思っております。

この制度があることで、国においては3年間の支援措置等も進めてまいりましたが、それでも、現状、厳しいという実態があるわけでありまして。今回、様々説明をいただく中で、この実態調査がなかなか、どうできるのかというのは難しいという答弁ではありますけれども、引き続き、様々な相談窓口、経営相談も進めていただく。また、今後もまた違う形で、特にフリーランス、個人事業主、中小・零細企業の方々のお声を聞く場を引き続き広げていただきたいと思っておりますが、何かそういう場が今後展開されるような見通しとございますか、こういうところでそういう声を聞いていきたい、何かそういうことがありましたら、教えていただきたいと思っております。

#### ○小林地域産業振興課長

いわゆる経営相談というのは、我々がおります中小企業センターだけではなくて、例えば、個人事業主ということになると、創業支援センターです。例えば、個人の方が事業を進めるに当たっては、SHIPですとか、西大井、あるいは武蔵小山といったところも、そういったフリーランスの方もたくさんいらっしゃるかと認識しております。そういったところの声、相談の内容とかも踏まえて、我々として、どういう支援制度があり得るのかということはしっかり考えていきたいと考えております。

#### ○こしば委員長

では、ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、令和6年陳情第48号の取扱いについて、ご意見を伺いたいと思っております。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。

また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

#### ○まつざわ委員

結論を出すで、不採択でお願いいたします。

質疑をいろいろ聞いていました。そもそもインボイス制度を所管していない地方自治体が、制度に関する調査を行うこと自体が、なかなか実行面にしても正確な情報がとれないと私は思っております。この陳情にもありますけれども、実態のお話を聞くとか、ある程度そういうことは分かるのですけれども、そもそもこのインボイス制度の影響がどう出ているかというのは、国から情報がない中で、自治体で実態調査をして、本当に正確に分かるのかということに私は疑問があります。

一方で、現在直面している具体的な経済課題に対する支援、地域産業振興課長からもお話しいただいています。品川区では、融資あっ旋の中において、物価高騰、エネルギー価格に対する事業支援は進めていて、新妻副委員長からもお話がありました。国に言うだけではなくて、そういった部分こそ、地方自治体からできることではないのかなと思っていますので、今以上にそういったご相談があった際は、積極的な支援といたしますか、そういったものはどんどん拡充していただきたいと思っております。

#### ○新妻副委員長

本日結論を出すでお願いいたします。不採択でお願いします。

この出された陳情に対して、様々、今回だけではなくて、皆様からお声をいただいております。そのことを区もしっかりと、今後も引き続き把握をしていただいて、具体的な支援策につなげていただきたいなという、そういう思いは要望とさせていただきます、今回の陳情には不採択とさせていただきます。

#### ○大倉委員

本日結論を出すということで、態度については不採択でお願いいたします。

実際に区が調査をするというところかというと、難しいというお話もありました。管理情報で国が管理しているというところで、どういうところをどう調査するか新たに考えていくということは、非常に大変なところがあるなと思いつつ、また、区で調査するということが続くよりも、やはり国のほうでしっかり調査するというほうが、全体の状況なども分かるかなと思うので、そこはしっかり国のほうでやっていただきたいと思っております。

一方で、今、実際にお困りになられている中小・零細、フリーランスの皆さんの支援を考えなければいけないと思っておりますので、経過措置で負担割合が変わっていくという中で、そして今現在借りていただいている方や補助金を使っている方などの声はしっかりと聞いていただきながら、今後の対応はぜひ進めていただきたいということを要望して終わります。

#### ○石田（ち）委員

本日結論を出すで、採択でお願いします。

議論の中でも、国の制度だから判断は国なのだと。でも、そのために国に区としては求めていくことをしない。そして、フリーランスの会が行った実態調査を見ても、中小・零細企業、個人事業主に影響があるといえない。こういう状況を見て、どのような支援策をとることを言っても、このインボイスによって、今まで大変だったのに、それがまたインボイスでさらに大変になっているという実態を知らうとするべきだと思うのです。こういう会が行った実態調査を見ただけでも、品川区は、じゃあ、どれぐらいの影響があるのかということは、私は当然、自治体として思い浮かんでくることだと思うのです。でも、それを全て国の制度だからということで背を向けてしまう。区民のアンケートからも、インボイスによる区民の事業者の深刻な実態は明らかだと思うのです。経過措置もこれから順次終了します。取引からの排除や倒産、廃業、事業縮小等、産業の土台そのものが崩れていくなど、大変な事態になることは明らかだと思います。区として、区民の暮らしと生業、地域経済を振興する、そういう区として実態調査はせめて行っていただきたい。

以前、区民委員会だったときも、こうした借入れの返済を延ばしてほしいとか、そういう些細な願いでさえ否決されているのです。そういう状況でしたので、本当に姿勢を変えていただいて、地域産業を振興、守る、応援するというのなら、そうした形をしっかりと、こういう請願・陳情に応じていただく形でもやっていただきたいと私はすごく思います。

#### ○須貝委員

先ほど申し上げましたけれども、本来は、国のやるべき事業だと思いますが、これだけ物価高騰や人手不足などで小規模事業主や個人事業主が誠に厳しい経営状況にあるということをお考えれば、区から総務省や東京都などに働きかけ、事業主の実態を調査していただきたいと思っております。インボイスを含め、各事業主の景況なども含めて、そういう資料を何とかくださいと言って、それを何とか、今、インボイス制度で困られている方の手助けになるように、区でできるだけ働きかけてほしいと思っております。

今回の陳情に関しては、本日結論を出す、採択ということをお願いします。

#### ○松本委員

本日結論を出すで、採択をお願いします。

理由を述べさせていただきます。前提としてインボイスについて、本件は賛否を問うものではございませんが、所属する日本維新の会は賛成です。これはきちんと言っておかないといけないと思っております。議員によっては、そこを濁していかれる人は我が党の中にもいるのですけれども、そこはきっちり賛成だと。このインボイスの問題に対して、極めて重要だと思っている、反対だと思われる方は、やはり共産党とか、れいわとか、そうしたところにご支持いただくことが筋だろうと思っております。

ただ、その上で、これは我が党に限らず、自民党も公明党も、それでもやはり被害を受けて、大きな影響を受けていらっしゃる方たちがいるということは当然分かっていらっしゃるということなので、そこは、例えば我が党であれば、現役世代の負担の軽減というようなところで、必ずしもインボイスの中止を求めるものではないけれども、今、苦しんでいる方たちのためにということは、これは今、ここでインボイスを進めていく政党も含めて、ほかの政党も含めて考えているところだと思っております。ここがまずインボイスについてはきちんと言っておかないといけないと思ったので述べます。

その上で、本件は実態調査をお願いするということですが、まず、国の事業について、国の制度についてということですが、今日、区民アンケートの話も出ていましたが、国の事業ということであれば、羽田新飛行ルートという前例がございます。あれも国の事業でございますが、区民に対してアンケートをとった。それはなぜとったかと言ったら、国の制度ではあるけれども、居住されている当該自治体において影響を受けていらっしゃる方たちの声を聞いて、それで、例えば、国に何か要望を出していく、あるいは、自治体として何か対策をとることができないかということのためにとったアンケートだと思っております。そのように考えると、インボイスについても、そこは当てはまる。

ただ、羽田新飛行ルートとの違いで言ったら、羽田新飛行ルートについては、特に直上の自治体に影響が大きいところで、インボイスについては全国という形態はあるかもしれません。ただ、インボイスも、やられている事業によって影響は大きく違うと思う。よくアニメーターとか声優の話が出てきますけれども、そのアニメーターとか声優も、どこに住んでいらっしゃるかということは、かなり自治体によっても違う。なので、受けている影響は、自治体によっても一定のグラデーションがあるというふうにご考慮しております。

そうであるならば、区として調査を行う、これは本当に全ての事業主に対して行うというやり方だけではなくても、例えば、景況調査の中でやる、あるいは、静岡市とか横浜市のように、アンケートという形でやる、やり方は様々であると思っております。

したがって、こうした調査を行った上で、そこでやはり品川区として対策をとらないといけないということであれば、区独自の対策を行うなどのやり方があると思っておりますので、まずは実態調査をすることについては賛成だということをお申し上げて、意見表明いたします。

#### ○西本委員

本日結論を出す、採択をお願いします。

いろいろと意見を申し上げましたけれども、やはり今回の陳情は、インボイスに対して賛否を問うものではありません。それで、私もインボイス制度に対してはいろいろな思いがあります。賛成の部分もあるし、変えてもらいたい部分もあるし、いろいろあります。ただ、この陳情の大きな趣旨は何かと言ったら、この制度によってどう変わったか、いい悪いは別にして、品川区の事業者の方々がどうなっているのか、では、困っている方がいたら、品川区の中で手を差し伸べることができるのではないか、すべきではないか、だから実態調査は必要ですね。国がやることは様々あります。今、松本委員が言いましたけれども、羽田もそうですよね。国ですよ。だけど、区民アンケートをとったではないですか。それをきちんと国交省に伝えているではないですか、区長自ら。副区長も行って、2回も行って。そうやって品川区民の状況を伝えたわけです。その前例があるのに、今、品川区の産業の状況、事業者がどういう状況にあるのかを調べないというのは、やはり理由にならない。実績がありますから。だから、調べ方は難しいかもしれない。事業者がどこにいるのかということもなかなか難しいでしょう。でも、それは呼びかけによって協力していただける方も多々ありますし、まとめて、その中から政策の中に反映するという事は当たり前、皆さんやっていることです。そのやっていることに対して目を伏せないでほしいと思います。目の前に困っている人がいるのだったら、その実態調査をして、それに対する対応をする、これは議会でも、行政側でも、同じ気持ちであるべきだと私は思っておりますので、ぜひ見直しを図って調査をしていただきたいという強い思いを込めて、賛成としたいと思います。

#### ○こしば委員長

それでは、本陳情については、結論を出すのご意見でまとまったようでございますので、そのような取り扱いでよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

#### ○こしば委員長

それでは、本件は、本日結論を出すことに決定いたしました。

先ほどそれぞれの方のご意見を伺いましたので、本陳情については、挙手により採決を行います。

それでは、令和6年陳情第48号、事業者へのインボイス制度の影響について品川区実態調査実施の陳情を採決いたします。

本件は、挙手により採決を行います。

本件を採択とすることに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

#### ○こしば委員長

賛成者多数でございます。

よって、本件は、採択と決定いたしました。

以上で、本件および請願・陳情審査を終了いたします。

地域産業振興課長は、ここでご退席いただいて結構でございます。ありがとうございました。

---

### 3 その他

#### (1) 所管質問について

#### ○こしば委員長

次に、予定表3のその他を行います。

まず、今定例会の一般質問に係る所管質問ですが、今定例会の一般質問中、総務委員会に関わる項目について、所管質問をなさりたい委員がいらっしゃいましたら、その基礎となる一般質問の項目と、質問内容をこの場でお願いしたいと思います。

質問される委員がいらっしゃる場合は、明日、この委員会で理事者からご答弁をいただき、申し出た委員以外の方にも議論に加わっていただくという形で進めていきたいと思えます。

それでは、所管質問がございましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○こしば委員長

いらっしゃらないようですので、以上で一般質問に係る所管質問については終了いたします。

---

(2) その他

#### ○こしば委員長

次に、その他を行います。

その他で何かございますか。

#### ○須貝委員

品川区民にアンケートを出しましたね。あの中で、最後に自由意見を書くスペースがあったと思うのです。それに、もうその前に、インボイスがいろいろ、様々、区民も多くの方が、そういう問題点について指摘しているかと思うのですけれども、そこには自由意見として、区に対しての意見として何か出ていたのですか。もし、大変なあれだったらあれなのでも、そういうご意見が100件ありました、200件ありましたでもいいですけれども、何かもしあるようだったら、せっかくそのときにアンケート調査をやって、自由意見として書くスペースがあったのだから、ひよっとしたら書いていかなと思って、すみません、意見だけ。

#### ○こしば委員長

今すぐに所管は把握……。

#### ○須貝委員

そう、今は分からない。

#### ○こしば委員長

答えられる範囲で。

#### ○須貝委員

そうそう。

#### ○こしば委員長

それについてありましたら。

#### ○與那嶺戦略広報課長

昨年の全区民アンケート、一応、自由意見の結果はとれていますので、確認した上で改めてご報告させていただきます。

#### ○須貝委員

いいですか。すみません、仕事を増やして。

#### ○こしば委員長

ほかはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○こしば委員長

ないようですので、以上でその他を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

明日も午前10時からの開会でございます。

これもちまして、総務委員会を閉会いたします。

○午後2時57分閉会